

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成24年12月12日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 17番 瀬戸口和幸 議員
- 3番 音嶋 正吾 議員
- 9番 市山 和幸 議員
- 5番 小金丸益明 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 小金丸益明君 | 6番 深見 義輝君 |
| 7番 町田 正一君 | 8番 今西 菊乃君 |
| 9番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君 |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君

事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。壱岐日々新聞社外2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承を願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

まず、報告第15号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について、呼子議員の質疑に対する資料については、お手元に配付をいたしております。

次に、眞鍋総務部長より、議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、町田正一議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 皆さん、おはようございます。それでは、昨日の議案第89号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についての質疑の際、7番、町田議員から御質問のありました歳計現金とは、昨日山下副市長が申しましたとおり、市の一般会計、特別会計などの歳入歳出予算に属する現金のことです。歳入歳出予算となるかならないかによって決められるため、一時借入金のような現金であっても、歳入歳出予算に属さないものは歳計現金とはなりません。歳計現金に属さない現金とは、職員の給与に係る所得税、入札保証金、契約保証金、住宅敷金等の市の所有には属さない、すなわち一時的には属するが、最終的に市の所有には属さず、支払資金に充てることのできない現金のことです。

次に、条例第5条の繰替運用は、年度末などの支払いの多い時期に資金不足が生じる際、一時

的な借り入れについて繰替運用ができるようにしているものであります。基金の繰替運用については、法令上の定めがないため、財政対策上必要があると認められる場合において、市長の判断により基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件のもとに歳計現金へ繰替運用が認められることとなります。繰替運用を行う場合には、本来の基金の運用に支障を来さないよう、本条例第5条のように、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定める必要がある旨の規定を設けることとし、一定期間到来後に歳計現金から約定の利息を付して当該基金に返還しなければなりません。

なお、繰替運用は、あくまで一時的な資金繰りの手段として用いられるもので、一会計年度期間内において行うものであります。壱岐市の資金繰りの優先順位といたしましては、定期預金の取り崩し、臨時財政対策債の発行、一時借入金の借り入れ、基金取り崩しの順で行っております。過去に繰替運用を行った実績はありませんが、今後もあくまで資金繰りの手段であって、管理業務を煩雑する可能性もありますので、先ほど御説明いたしました資金繰りの順で対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 次に、原田建設部長より、議案第94号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、豊坂議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） おはようございます。昨日の議案第94号に関連します質疑で、11番、豊坂議員からの水道の宅地内漏水の件数と数量の答弁を求められました。その中で私は、数量を約7,000立方メートル程度と申し上げ、件数については、後日回答と申しました。この件について御報告させていただきます。

数量については、昨日の数値を訂正させていただきます。平成23年度の宅地内漏水については、上水道、簡易水道を合わせまして、727件で、減額水量は1万6,011立方メートルでございます。この対策については、昨日も申し上げましたが、日常の監視を強化していくことはもちろんですが、専門業者によります漏水調査を次年度以降も継続して取り組み、末端の給水管については、市民の皆様の御協力を賜りながら漏水対策に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） これより日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いいたします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） おはようございます。今回は市長に対して2点質問をしたいと思っております。

まず、第1番目は、「SL（蒸気機関車）を何とかしなければ」ということは、私としましては、通常ならば何々についてという触れますが、何とかしなければいうなんで、思いを込めた表題にしております。よろしくをお願いいたします。

この取り上げましたSL（蒸気機関車）は、皆さんほとんど御存じかと思いますが、吉岐消防署の西側的那賀中央公園にありますSLのことでございます。このSLも遠くから見ると非常に勇壮で、その姿や力強いものがあります。だけど近づいてみますと、非常にさびておまして腐食も進んでおります。特にボイラー付近については、もう崩れ落ちております。車輪等は非常にまだしっかりしておりますが。以上の状況でございまして、今の状態としましては、もう昇降用のはしごは取り外されておりますし、危険だということで昇降禁止の札も立って、ロープが張られております。

これもいつごろ吉岐に来たのかなということで、ちょっと私も調べてみました。どうも昭和40年の最後か50年にかかったころじゃないかと思われまして。ということは、御存じのとおりSL（蒸気機関車）国鉄時代は花形でございましたが、そのうち幹線は電車かされ、ローカルはジーゼル化され、そういう機関車もいわば疎んじられることになって、それをじゃあいかに利用するということが問題になったようでございます。

この動きとしまして、ちょっとそれが引金になったかどうかは知りませんが、鉄道のない沖縄ですね、沖縄に本物の機関車を、という運動が起こったとき、吉岐にも同じような状況ということで、そのころ芦辺の町の職員さんでおられた国鉄のOBの中島須賀法さんっていうんですかね、当時50歳くらいだったそうでございます。この人がぜひ本物の蒸気機関車を吉岐の子供にも見せてあげたいということで、誘致運動をされた。それに芦辺町の町長さん、それから、議会も呼応されまして誘致をされたようでございます。それで、この機関車の経緯を調べてみますと、1974年、昭和49年になりますかね、このとき廃車になったようでございます。それから逆算しますと、大体昭和49年ですから、50年ぐらいい来たとしますと、今年は87年相当、三七、八年経ってるんじゃないかと思われまして。

これの生い立ちをちょっと調べてみますと、1925年、昭和元年ぐらいに相当するかと思っております。東北仙台で製造されたようでございます。それで小型の国産の機関車のようでございます。仙台で誕生を見ましたが、そのだんだんに南下しまして、最後は九州のローカルで働いていたよ

うでございます。そういうことで1925年の誕生でございます。今年は勘定をしますと、88歳、人間で言えば米寿でございます。ぜひその機関車を祝ってあげたいというような意味も込めまして、先ほどから申し上げますように、今の状況は非常に腐食していると、見るも無残だと、哀れだということもあります。壱岐に来た経緯、その当時の誘致の動機とかを尊重すべきであり、これをそのときの皆さんの思いを継承して、このまま放置してるのはどうも忍びないという思いで私は修復するか、ぜひ何かをその当時の皆さんの思いを継承していくべきじゃないかという気持ちで市長としてどうお考えかお伺いします。よろしくお祈いします。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問3日間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1番目の質問者であります17番、瀬戸口和幸議員の御質問にお答えいたします。

「SL（蒸気機関車）を何とかしなければ」という御質問でございます。那賀中央公園にあります蒸気機関車につきましては、大正15年2月1日に製造されました。先ほどおっしゃいますように1925年の製造でございます。昭和49年1月21日の廃車に至るまで、仙台、千葉、新小岩、若松などの各機関区で活躍した車両でございます。壱岐は当時の芦辺町に、今から38年前の1974年、昭和49年春に旧国鉄小倉工場で解体された後、輸送し、現在の場所に置かれているものでございます。当時でありましては、現役を引退したばかりの当該車両につきましては、その業績をたたえ、その雄姿を末永く保存し、離島の教育、教材として児童生徒の利用はもとより、広く一般に開放するために旧国鉄当局より無償で貸し付けを受けているものでございます。以降、無償である旨の内容を含む貸借契約によりまして、壱岐市が借り受けることで現在に至っているものでございます。

この車両の維持管理につきましては、当時の貸借契約書に基づきまして、借り手側のいわゆる市の負担で行うこととなっており、旧芦辺町の負担となっており、現在まで4回にわたり修理をしております。昭和61年度、平成元年度、平成7年度、平成15年度でございます。さび除去、研磨、塗装などの補修作業を行ってまいりました。その総額は約500万円でございます。現在、車体の腐食、劣化が進行いたしまして、特に機関部の床、窓などの腐食、損傷が著しいことから、機関部への上りはしごを撤去いたしまして、進入遮断のロープを張り、事故防止のための通常では上ることができないことといたしております。このような状況の中、応急的修理費を試算をいたしますと、応急的修理で450万円を要するという見込みでございます。応急的修理をいたしまして、継ぎはぎだらけの補修となつては、元も子もなくなるという思いもでございます。車体の

原型をとどめることができる補修が可能かどうか、それがどのぐらいの費用を伴うものかなど、今後検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） このSL88622号機ですかね、の経緯につきましても、今市長から紹介あったとおりでございます。私も述べたとおりでございますので、今まで数回にわたって補修をしてきたけど、だけどおっつかなかったということから、今の市長の答弁では前向きにやり、旧国鉄からの借り受けた経緯もあるということで、前向きに検討してということでお伺いできたと思っております。

ただ、なぜ、なぜですね、4回もその補修をして、なんしたら腐食等が進んだということは、どうもやはり雨ざらし日ざらしというか、全然そういう対応がしてなかった、雨露をしのぐなんもしなかったのが進んだ原因じゃないかと思うんですね。よその各地で、私の写真等を調べたなんでは、最低限やっぱり屋根ぐらいいはかぶってるように思うんですね、はい。だから今回ぜひそれを進められるのであれば、やはり直接の雨露をしのぐのまで考えてされると、せっかく補修をした成果も継続できる、伸びるんじゃないかというなんもあります。ということは、皆さん御存じのとおり、車をお持ちと思いますが、車庫に入れるか、外におくかによって全然違うというので御存じかと思えます。ぜひ本体を補修をするのももちろんでございますが、それを伸ばす手立てもしてほしいなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 当時の借り受けをしたことからを思いますと、やはり瀬戸口議員がおっしゃるように、前向きに対応していきたいと思っておりますところではございます。

しかしながら、御存じのように、車輪は鋼鉄でございますけれども、あとは鋳物でございます。やはりなかなか修理というのがかなり経費を伴うということが想像できます。で、上屋をつくるというようなことではございますが、今石田に電車がございまして、これ屋根がございまして、やはり結構腐食が進んでおるところはもう御存じのとおりでございます。したがって、私は保存のために努力はいたしますけれども、それがもし膨大な修理費を要するというようなことが判明、もしそういうことになりましたときは、また議会とも御相談を申し上げたいと思っております。

で、今、いずれにしましても、あそこに子供が上ったりしますと、本当に危ない、危険だという状況がございまして、上には上れないということではしごを外したところではございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

市長（白川 博一君） ミサイルの発射情報が入りましたので、お知らせしておきます。北朝鮮がミサイルの発射をしたということでございます。9時49分、ミサイル発射ということでございます。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 前向きに検討をするということで、ただど要する経費等が莫大になれば、またさらにということでございますが、その程度によると思います。先ほどから申し上げますように、機関部、特にボイラーとか何とかというのはもう腐食して崩れ落ちておりますので、機能を回復するというまでは私必要ないんじゃないかと思っております。ということは、この機関車等の保存の状態が静的保存と動的保存とあるそうでございますが、今壱岐におるのは、静的保存に属するというので、全然動かす必要もないということからすれば、いわば雄姿を皆さんに見せるというなんからすれば、それなりの手当てでもいいんじゃないかと、先ほどから市長も言われますように、いろいろ検討して、そのときの状況によってまた相談したいということでございますので、一応受けまして、それで、全回復は必要ないけど、いうことで今の段階では申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

次は、2項目の「原子力災害の避難について」でございます。

これはこの関連は私もう3回目でございますが、前回、原子力災害の避難について、1次避難については触れましたが、時間の関係で2次避難という面で触れておりませんでした。ということは、1次避難は振り返りますと、UPZ30キロ圏内の人が移動する、これを避難するのを1次避難、私なりの定義でございます。今回触れますのは、2次避難、島外、俗に言う、島外に避難する必要があった場合にどう対応するかという件について質問をいたします。

これに関連しまして、先月17日に、壱岐市として訓練をされたわけなんです、その内容は情報伝達災害本部の設置運営訓練と、それから、モニタリングもしくはスクリーニング、それから、避難訓練、広報訓練、ヘリによる移送、情報収集の訓練ということでなされたわけなんです、市長の行政報告でも触れられましたように、この時点での反省点等問題点を、また次につなげていきたいということでございましたので、この17日の訓練で上がった問題点、反省点について、どういうのがあったのでこれの対策はどう考えておられるかと、ぜひ紹介してもらいたいと思います。

それから、2次避難の関係で、市長が県知事に要望された避難拠点として勝本港を整備したいということでございました。知事への要望は水深6メートル岸壁と泊地、モータープールとヘリポート、それから一時待機施設建設への支援、市道4路線の県道への格上げということでござい

ました。この内容についてとやかくいうなんはありません。が、これをすべて、すべてまではいきませんが、逐次やるにしても、時間的、経費的にも係ると思います。時間が要ということからすれば、災害はいつ起こるかわかりません。当面します玄海原発はまだ今再稼働はしてありませんが、どうも国の方針というか、原子力規制委員会としては、電力会社におもねて、できるだけ早く稼働するような、すべきじゃないかという動きもあるという情報もあります。それからすれば、いつ稼働しだすかということかはわからない。災害はいつ起こるかわからないということからすれば、吉岐市の災害計画の第一の目標としては来年の3月末ということになっております。だけど吉岐市単独できるわけじゃないわけですね。県、それから、国の指針に従うなんもあるかと思いますが、吉岐市のおかれた特質性から考えれば、そういう早目に具体策をつくっておく必要があるかと思います。それで、勝本港を避難拠点として構想はありますが、実際にそれを具体化するには時間もかかるだろうと。じゃあその前にどうするんだと、本当に2次避難の必要があったときは、どう考えておられるかということですね。

それから、島外避難をする場合、避難の手段、個人の船で行く人もあるでしょう。だけど船がない人は、じゃあどうするか、行政としてそれなりに考えておく必要があるかと思うんです。フェリーを乗用するとか、海上自衛隊に依頼すると、それから、ときによっては海保にも依頼すると、それどういう段取りでやるかというなんを、ある程度やっておくべきじゃないかと思います。

それから、じゃあ島外に避難しても、じゃあどこに行ったらいいのか、県内か県外か、あらかじめやっとなないと吉岐の何とか難民になる可能性が無きにしもあらずですね。福島でのなんでも、起きたなんでも、ところによっては福島で何とかで、風評被害等で嫌われたというなんもあります。難民にならないように、できるだけ手立てをしておく必要があるかと思います。そういうもので、3番目、避難の手段と避難先はどう考えておられるのかということですよ。

それから、4項目です。これは防災関係のハザードマップに吉岐市の指定避難所として68カ所記載されております。そのうちの学校関係が30、そのほか文化ホールとかかざはやとか開発センター、改善センター、公民館、集会所と38カ所あります。このうち37カ所は標高30メートル以下ということなんです、特にこの特指定避難所で市民が避難した場合、実際68カ所のうち、集会所とか文化ホールとか大きな施設は、設備されてあると思うんですが、情報の収集もしくは発信のための一番施設ができてないところは結構あるんじゃないかということ、昨年整理しましたケーブルテレビは実際に引っ込んでないところがあるんじゃないか。特に学校の体育館等ですね。まではどうも行ってないんじゃないかと思うんですが、ぜひ避難ということからすれば、繰り返しますが、情報の収集、発信のためのケーブルテレビの施設を整備すべきじゃないかということですよ。原子力災害の避難に関して、大きくは4項目について市長の見解をお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の2番目の質問にお答えする前に、先ほどの北朝鮮のミサイル発射につきまして、情報を申し上げます。10時05分、フィリピンの東、約300キロの太平洋上に落下したと推測されるということでございます。

それでは、瀬戸口議員の原子力災害の避難につきまして、申し上げます。

長崎県原子力防災訓練につきましては、昨年の中日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所のける原子力災害を踏まえまして、玄海原子力発電所で同様の事故が発生した場合を想定しての緊急時における各一連の訓練を実施し、万々に備えるための訓練でございました。

実は、昨年松浦市が防災訓練を、この原発防災訓練をいたしますときに、UPZ30キロ圏内に入る2市、佐世保と平戸でございますけど、とともに壱岐市もこれにオブザーバーとして参加をしたところでございます。今年度は長崎県及び壱岐市の現地対策本部を、壱岐市役所勝本庁舎に設置いたしまして、多くの防災関係機関の参加を得て、協力体制の構築を図り、市民の皆様参加もお願いし、原子力災害に対する関心と理解を得るとともに、万々に備えた本格的な訓練を実施いたしました。

行政報告でも申し上げましたように、当初は県及び県内4市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市で同時に訓練を実施する予定でございましたけども、訓練当日朝に佐世保市に大雨警報が発令されまして、全体での訓練は延期になったところでございます。壱岐市としましては、県との協議の結果、天気が回復に向かうことが予想されましたために、釣り客の遭難救助やヘリの出動など、一部の訓練を除いてほぼ予定どおりの訓練の実施となりました。

11月17日の訓練での反省、問題点とその対策についてということでございます。11月17日の訓練終了後に、避難訓練に参加をいただきました住民60名の方々にアンケートを行いました。また、参加機関からも訓練についての感想や意見のとりまとめを行ったところでございまして、細部にわたり貴重な御意見をいただいております。

主だった御意見を申し上げますと、住民の方々からは実際に放射線のスクリーニングを受けて、よい経験になったということ。それから、今後避難経路等の情報提供をお願いしたいということ。バスでの避難となったとき、避難ルートの道路が狭いので、拡張工事の必要がある。それから、独居老人の方の避難対策をどうするかなどの御意見をいただきました。

また、関係機関からは、災害対策本部と各訓練場所との連絡体制の充実、それから、原子力の地域を高める研修体制の整備、さらには要援護者の避難対策などさまざまな意見がございました。

さらに、関係機関に漁協、農協の参加や操業中の漁船に対する情報の伝達訓練等の必要性の御意見もいただきまして、次年度の訓練の参考にさせていただきますとともに、これらの反省点や

問題点をぜひ現在策定中の地域防災計画の原子力災害対策編に反映されたいと考えているところでございます。

小項目2番目の、原子力災害の避難拠点として勝本港の整備に数年を要すると思われる。したがって当面の対処はということでございます。これも行政報告で触れておりますように、本年度の長崎県知事要望として新たに原子力防災と関連させて、勝本港に関する施設整備等に加え、10月9日に市山議長、山本県議とともに、中村知事に計7項目の要望書の提出をしたところでございます。

勝本港の整備の必要性を訴えております理由は、万一玄海原子力発電所において、放射性物質が拡散するような事故が発生した場合は、今回の原子力防災訓練でも実践いたしましたように、原子力災害特別措置法に規定する事象の発生、内閣総理大臣からの原子力緊急事態宣言の発出及び内閣総理大臣から段階的に発出される避難指示に基づき、半径30キロ圏内避難指示が発出されるのと同時に、現地対策本部長となる私が30キロ圏内にいる市民に対しては避難指示を出すこととなります。まずは30キロ圏外へ避難しなければなりません。もちろん放射線物質の拡散スピード、範囲の状況によっては、島外へ避難も想定しなければなりません。この場合における船舶を利用した避難であれば、やはり原発より一番遠いところからという考えのもとに、先般長崎県知事へ勝本港のハード整備の要望を行ったところでございます。ぜひ早期実現を願うところでございますけれども、今回初めての要望でもございまして、実現には時間を要すると思えます。しかしながら、今後も粘り強く要望を行っていきたいと考えておるところでございます。

当面の対処法といたしましては、特定事象の範囲にもよりますけれども、現有の港湾施設や自衛隊等の防災関係機関における、あらゆる交通手段を用いた避難となると考えているところでございます。

3点目の島外避難のための手段は、またその避難先は、県内もしくは県外かということでございます。その事象の状況によっては、当然島外避難をしなければなりません。その際の交通手段でございますけれども、現在の定期航路、あるいは不定期航路の船舶の利用や、自衛隊などの防災関係機関における交通手段の要請をしなければならないと考えているところでございます。

また、避難先につきましては、行政の流れで言えば、長崎県内ということになりましようけれども、受け入れの困難であるとか、あるいは地理的な条件もございます。したがって、県内、県外、どちらも諸般の事情もございまして、県内、県外どちらも双方考えているところでございます。このことにつきましては、長崎県と隣接県等の広域連携の協議も進められておりますので、具体的なシミュレーションも含め、県と協調してまいりたいと考えております。

4番目の市内の指定避難所の情報の収集発信のためのケーブルテレビ回線を工事整備すべきだということでございます。原子力災害では、30キロ圏外の避難所を使用することになります

けれども、30キロ圏外で指定している避難所は、36カ所のうち告知器の設置は28カ所、テレビの設置箇所は22カ所でございます。中学校の廃校舎等一部について光ケーブルの未設置箇所がございます。今後、指定避難所の見直しも必要となりますことから、その点も考慮した上で整備に努めてまいりたいと考えております。

先ほどのミサイルについてもう少し申し上げます。ジェイアラートの放送はあったのかということでございます。九州付近に落下する場合のみの作動であるということございまして、ジェイアラートとは作動していないところであります。市内には防災告知放送により今からフィリピンの東、約300キロメートルに落下したと推測されるとの放送を行います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 個別の項目についてそれぞれ御回答をいただきましてありがとうございました。

まず、第1番目の17日の訓練の反省、問題点でございますが、それぞれ住民もしくは関係機関からの意見があったようでございますので、これをそれぞれの吉岐市の災害計画に反映していきたいということでございますので、できるだけ具体化して、実際に起こった場合にスムーズに行動に移せるように、細部、本当の概要だけじゃなくて、早目に具体化していただきたいと思っております。

ということは、ちょっと横道にそれますが、市長の行政報告の中で、来年度に向けてこれをとっているから、何か訓練だけしか考えてないんじゃないかなと、そういう受け取り方ができましたので、訓練ということじゃなくて、実際のなにに反映していきたいということで取り組んでいただきたいと思っております。ちょっと横道にそれましたが、ちょっと私気にかかったものですから、よろしく願います。

それから、2次避難の避難拠点の件でございますが、第1回目の知事への要望でございますので、引き続き要望していくということでございます。時間を要するということからすれば、ぜひそれに代わる拠点を考えておくべきだと思うんですね。今の状態で使えるのはそのまま郷ノ浦、印通寺、芦辺等あるかと思うんです。郷ノ浦の場合は30キロになんする、印通寺もかかるだろうと、残るは芦辺でしょう。芦辺を使うとすればどうしたらいいかというなんをやっぱり検討しておくべきだと思います。

それから、御存じかと思いますが、災害に学ぶという点からしますと、福島のある事故の場合、モニタリングの一樣じゃないんですね、放射のなんが、ばらまきがですね。普通なら一円に広がるんだろうという感じですけど、いろんなデータを調べてみますと、放射能が高いところ低いところ、まだらにあるわけですね。それからしますと、最初の30キロだからもう利用しないとい

うことじゃなくて、第一はどこにやってくけど、それが能力的いろんな面からだめとなれば、第二としてどうするかということからすれば、今申し上げますように、30キロUPZ内かもしれないけど、郷ノ浦をモニタリングしたら意外となかったということからすれば、それを使うというなんも出てくるわけですね。そういう面でそこら付近も災害に学ぶというなんで、ぜひ固定した観念じゃなくて、状況に応じて運用できるというなんも柔軟な計画に進めてほしいと思っております。

それから、避難の手段ですけど、フェリーを乗用するとか、自衛隊に災害派遣の要請するというところのありますけど、災害派遣の場合は県知事を通してやらにゃいかん、緊急の場合は市長もまあできますけど、あらかじめこういう壱岐は特殊な地理にあるということからすれば、今の急患輸送と同じように、ある程度ゴースライドして、海上自衛隊に輸送艦の派遣を要請するのであれば、災害派遣と同じように、こういう手順でさっとできるようにやってもらうということですね。海上自衛隊の輸送艦8,000トンありますから、喫水が6メートルということですので、そのためにはマイナス9メートル以上はなけりゃということで、接岸はできないでしょうけど、輸送艦の場合はその補助手段として丘から船に運ぶ手段を持っているわけですから、はい。それであらかじめ県と、それから関係機関と調整して、壱岐市の特殊の場合はスムーズにできるように、急患輸送と同じようなんで、災害派遣の一環として壱岐市の特殊性を理解してもらって、前もってやって計画進めておいてほしいと思います。

それから、避難先、壱岐の避難、県内であれば県ぐらいの段階で調整できると思うんですが、それは無理、いろんな方法の問題、輸送手段の問題、放射能の散布の状態によって、県内と思ったけど、県内でいけないであれば県外になると思うんです。それから、県外になると、やはり国等の力を借りて、それなりの調整をして、あらかじめやっておく必要もあるかと思うんです。もちろん県外にやる場合も県はもちろん介入していただく必要もあるかと思うんです。ぜひ前もって進めておいてほしいと思います。

それから、指定避難所の情報の発信、それから収集のための施設がしてない、施設がケーブルテレビの回線が整備できてないというところは、ぜひ進めて、そのときになってどうするべきかというのがないように、情報の収集発信が第一だというなんにしましては、今さら私が述べることもないと思います。そのほかの施設ももちろんあるかと思いますが、ぜひ早目に具体化して整備を進めていただきたいと思います。

これも私、この原子力災害の避難について、避難というなんで気づきましたので、私11月の17日から3日間、県の危機管理防災課でなんしました、防災士の講習を受講したわけなんです。そのとき、いろいろ避難所の運営についてということが出てきたんで、あれっと思って思いついたんで、じゃあ壱岐市の指定避難所は通信関係の情報収集発信はどうなってるかということ

で、気づいてあげさせていただきました。そういうことでちょっと言い訳になりますが、17日の実際の訓練の状況は私わからないままで連絡もしておりませんので、それでどういう状況かということで1項目で出していただきました。それで今、先ほどの市長の答弁に対して私なりのまた見解を述べさせていただきましたが、またこれに関しまして市長の意見を伺いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいま具体的に御質問がございました。まずは迅速に行動できる、具体的な行動を構築する、これはもう早急に取り組みたいと思いますし、防災計画の計画書だけではなくて、おっしゃるような、そういったマニュアル的なものをやはりつくっておかなきゃいかんということを考えております。

それから、災害に学ぶということでございます。海上自衛隊等の避難関連機関につきましては、おっしゃるように、事前にやはり防災計画ができた段階で、それぞれにお願いといたしますが、そういったことも十分していかなくはないと考えております。

それから、モニタリングポストにつきましては、郷ノ浦町、壱岐保健所にしかないわけでございますけれども、じゃあそこに行くためにはどうすれば、例えば基準以上の線量が測定された場合、そういったときはどうするか、あるいは郷ノ浦町以外のモニタリングポストの設置場所以外の線量はどうするのかということでございます。現在、防護服が20着、それから、ポケット線量計が5個ございます。これではもちろん足りないわけでございますけれども、そういったもの、ポケット線量計等でやはり移動して計るということも必要でございますので、そういったものを充足させたいと思っております。

それから、避難所の整備でございますけれども、おっしゃるように、これにつきましては、情報を得るといことがもう一番大事でございますので、そういったことにつきましては、先ほど申しましたように、早急に整備をしていきたいと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 避難港、それから、避難するときの住民を集めて、どっから使って避難させるかというなんで、ちょっと今市長が触れられましたが、モニタリングポストは保健所しかない、それだけじゃなくて、実際決死の覚悟で防護服を着て、じゃあ芦辺なりほかのところだめだったら、じゃあ郷ノ浦はどういう状況じゃろうかと、やはり計ってそれなりの対応をするなりで防護服なりして簡易測定器等でやるというなんも対策はもちろんやっておく必要があるかと思えます。

それで、避難所の情報、機器の整備、取り付けについては進めていただくということなんです

が、今まで触れてきたなんで、一応17日の問題点、それに対する対策、それから、勝本が整備が整わないときの2次避難の避難のやり方、どこを利用するか、どういう手段でやるか、それから、どういう手段を使うか、避難先をどこにするかですね、については非常に作業量としては膨大だと思います、はい。だけどいつ災害が起こるかわからない、それなりの対応を早目にすべきだというのは、私のもう前回から申し上げておる状況でございます。それで、前回申し上げました。このためには今総務課で災害関係でやっている人員ではマンパワー的に大丈夫か、そのための危機管理室をとということですね、市長直属のこういう検討チーム、プロジェクトチーム的なのをつくって、早く具体化すべきじゃないかということをお願いしました。その前回の市長のお答えでは、研究をしたいということでもございました。それでまだ数カ月しか経ってありませんが、これの対応の仕方と危機管理室に対しての研究をされるということでしたが、その後、どの程度進んで今の状況はどうなってるかということをお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 危機管理室につきましては、検討中でございます。研究中でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 危機管理室については研究中ということで、この前市長が申されましたように、作業量としてはたくさんある。じゃあそのために対応するためにはどうするかということだったと思います。いろいろ私も述べたとおりで、いや必要ないと言われることはないと思うんですが、この前言われたのは、指揮系統上の問題があるからということだったんですが、もう一度私申し上げますが、危機監理官を設けるということじゃございませんので、危機管理室を設けて、これなりの災害計画に徹して検討するチームというか、につくるんだと。市長直属の災害対策ということでございますので、指揮命令系統上問題があると言われたのは、これは市長には確かめておりませんが、危機監理官的ななんを設けるというなんに意味にとられたんじゃないかと思いましたので、補足させていただきました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に3番、音嶋 正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） みなさん、おはようございます。北朝鮮によるミサイル発射も国内に何ら影響はなくて安心いたしました。

私も、今からミサイルを飛ばすわけではございませんが、市長に耳触りの悪いこともあるかと思えます。やはり、組織を活性化をするためにはクレームとか市民の声を真摯に受け止めて、組織強化を図るということは必要でありますので、そうした建前において質問させていただきます。

大きくは、2点であります。

合併後の地域振興の一体化に関する検証と是正についてお尋ねをいたします。合併をいたしまして、早や8年の時が経過いたしました。合併当時を振り返ってみますと、私の出身地であります石田町議会が異を唱え、紆余曲折の末に平成16年3月1日に合併をいたしましたことは、記憶に新しいところであろうかと思えます。

先輩達がそのときに一番懸念されたことは、住民の声が届かなくなるのではないかと、2番目として公共料金が高くなるよと、そして、3番目にライフラインはちゃんと整備しておるじゃないか、最小必要限としてきちっとしておるのではないかと、というような御意見で合併に慎重であったように思います。

私はその頃、合併推進派として奔走をいたしておりました。そして、8年の歳月が流れる中で、いざ蓋を開けてみると、何のことはない、社会が欧米スタイルと同じように勝者が整理、敗者が卑下される、いわば数の論理、そのものになっているように私は思えてならない、「臭いものには蓋をしろ」と言いますが、一時的にはそれでしのげます。今から、通告をしております5点に関して申し上げますので、簡潔に答弁を願いたいと思えます。

まず第1点、平成20年度からと書いてありますが結構です、平成21年度から建設部、農林水産部の市道、農道の執行額、着工路線数の執行状況についてお答えください。

2点目、消防署所管の防火水槽、消防格納庫等の整備について、これも21年度から本年度までの見込みで結構です、お答えください。

3点目に、これが一番重要と私は考えております。合併時で、壱岐市の将来の財政を憂い、駆け込み事業を極力しないでやった旧町並びに地域が、これが本当の崇高な理念なんです。合併をして初めて事業をおこすというのが、駆け込み事業、非常におこなっておる、これを是正すべきと考えます。この点についてお答えをいただきたい。

4点目。壱岐市の財政は、西高東低とか、南高、西高東低型の冬型とか、そんなことはよく聞きます。しかし、壱岐市の予算をみると、北に高く南に低い北高南低型の予算になっておるといように危惧いたしております。これに関する見解を求めます。

5点目。合併時に地域審議会を発足し、一体的な地域の振興を図るといふようになっておりますが、現在までの地域審議会の開催の回数、内容等についてお尋ねをいたします。

私は今、この質問席に立っておりますが、「虎穴に入らずんば虎児を得ず」といふような気持ちで質問をいたしております。言ってもわからん、言わなわからん、ものすごく言えばこれもしスクが伴います。しかし、一体的な壱岐の発展を図るためには、言わねばならないと、言わな通らんと、思うような気持ちでおります。市長の率直な答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の質問にお答えいたします。

今の質問の中では、こちらのデータの要求だけでございますから、端的にデータを申し上げます。

平成21年度のちょうど、失礼しました、旧町ごとの市道の整備工事につきまして申し上げます。これは、一部改良を含めた金額でございますし、路線数は実際に改良している本数でございますので、御了承いただきたいと思います。

平成21年度郷ノ浦町11路線2億2,210万円、勝本町7路線1億5,070万円、芦辺町12路線3億6,910万円、石田町ゼロ路線410万円。

平成22年度郷ノ浦町10路線1億9,090万円、勝本7路線1億5,900万円、芦辺町11路線3億1,580万円、石田町ゼロ、170万円。

平成23年度郷ノ浦町10路線1億7,740万円、勝本町7路線1億1,310万円、芦辺町10路線2億2,500万円、石田町ゼロ、1,100万円。

24年度郷ノ浦町7路線9,850万円、勝本町6路線9,020万円、芦辺町8路線2億2,100万円、石田町ゼロ、3,370万円でございます。

次に、農道整備について申し上げます。農道整備、21年度郷ノ浦町2路線9,100万円、勝本町2路線2,742万円。

22年度郷ノ浦町2路線3,500万円、勝本町2路線3,300万円。

23年度勝本町3路線9,300万円、郷ノ浦町1路線3,500万円。

24年度郷ノ浦町1路線1,800万円、勝本町3路線1億6,200万円でございます。

それから、合併後の、消防署所管の防火水槽、消防格納庫新設箇所数でございます。これ、21年度からと申されましたけれども、これについては合併時からの戸数を申し上げたいと思ひ

ます。

防火水槽の設置戸数、郷ノ浦町15、勝本町10、芦辺町13、石田町2。

格納庫、郷ノ浦町5、勝本町4、芦辺町2、石田町ゼロでございます。

それから3番目の、駆け込み事業を優先した予算執行がなされてるじゃないか、これを是正すべきだ、公平、公正であるべき住民自治が歪曲されているという御質問でございます。

合併時に策定された新市建設計画及び吉岐市総合計画に基づき、これまで一支国博物館、吉岐一般廃棄物処理施設、ケーブルテレビ等の整備事業など、合併後の新しいまちづくりを進めてまいりました。

また同時に、合併前の旧町の道路改良についても当初の計画通り継続して実施しているところでございますが、路線数や財源の都合によりまして、完了までの期間が長引いているのが現状でございます。

また、合併後の一般廃棄物処理施設の整備に伴いまして、周辺地域の道路整備についても安全性と地域振興を図る観点から、優先して取り組まなければならないものと考えております。地方債と財源の範囲内で実施しているところでありますけれども、21年度からというのは私が就任いたしてからの予算措置の部分でございます。申し上げておきますけれども、21年度以降に新規着工いたしました路線は堆肥センター関連、一般廃棄物処理施設関連、苅田院総合整備関連の道路に新規着工がございますけれども、一般的な新規着工はございません。そのことはぜひ御理解いただきたいと思っておりますのでございます。

4番目の気圧配置、北高南低型の予算編成じゃないか、ということでございます。ただいま申し上げましたように、道路だけを取ってみますと、そのようになっております。

しかしながら、市の予算というのはそういうものではございませんで、全体的に見る、そしてまた短いスパンで見るというものではございませんで、昭和30年代に12カ町村が3町1村に合併いたしまして、それから50年して吉岐市が一本化になったわけでありまして。おそらく、私たちの小さい頃でございましたけれども、芦辺町を例にとりまして言いますと、田河、那賀、箱崎、予算がおかしいじゃないかというような議論もございました。

しかし、50年が経過した、そして合併したそのときになりますと、そういった言葉も消えまして、旧芦辺町におきましては、均衡のとれた発展を遂げて合併したところでございます。私はこの北高南低型の差と言われますけど、それは本当に小さい分野でございます。また短いスパンでございますので、その辺は音嶋議員がいつも言われます、大きな気持ち、将来を見た気持ち、そういった気持ちで捉えておるところでございます。

地域審議会でございます。これについては、正直申し上げて大変開催回数が少ないということについて遺憾に思っておりますのでございます。この実施状況につきましては、合併後には平成

16年に4地区で11回、その後は平成18年に4地区で5回、平成20年度に1回、23年度に1回、これは20年度、23年度は芦辺町のみでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 市長は、壱岐市一体として考えてもらいたい、私も当然そう思っております。地域のエゴというのを出そうと毛頭思っておりません。

ただ、しかし、私が一番申し上げたいのは、ここで、例えば、自分の身分とか職権を利用して、自分のところに予算を持ってくるような行為があってはならないかと言いたいです。ずっとゼロじゃないですか。どういっても。ほかのところはボンボン、私、耳にたこができるように言われますよ。石田だけは何もせんなど。ほかのところはようできよる。私も一体と思っております。それだけは、弁明されても結構です。この次の機会に抗弁権を与えますので、ボンボン言われて結構ですよ。

地域の声を吸い上げて、そして均衡を図る、いうならば、地域審議会というのはされて当たり前です。言われるように、政策企画課のほうから、資料をいただきました。もう17年度はゼロですね。そして、19年度も1回も開催されてない、20年度は芦辺町が開催されておる。そして、昨年も芦辺町が開催されておる。ほかの地域は開催をされてない。

これは、必然的に地域が起こしてやるものなのか、それとも行政が自ずから各旧町に働きかけて何かありませんかということでやるものか。私は、これ行政があくまでも皆さんの意見を聞き、それだけ審議会も委員を委嘱してるわけですから。ある委員さんにお聞きをした、名簿を見まして。私は今でも委員会の審議委員だろうか。こういう状態なんですよ。これでね、均衡の取れた地域振興をしてると言えますか。立場とか地位を利用して、我田引水的な計らいをしてないか、皆さんもよく胸に手を当てて考えていただきたい。何のために壱岐を一本化したんかわからない。

そして、もう1点。さっき陳情書が出ましたね、県に対する。陳情書。この陳情書は、私たちの手元に参ったのが10月の9日の、私の家に郵送されてきたのは15時30分です。いいですか。この資料はそのとき初めて見たんですよ。陳情主は、白川博一氏と議長名です。私はこの陳情の内容はそのとき初めて見ました。それで、政策企画部長に電話をしました。総務課扱いですからと言いました。しかし、こういうことは事後報告でいいんですか。協議してやるべきじゃないんですか。中身初めて見ましたよ。いいですか。避難路として瀬戸からずっとこう行って、イルカパークを通過してトンネルを掘って、橋を掛ける、こういう構想がありました。そして、勝本の町並み景観を町単にしてください。町単の補助をしてください。県単で。県単の削減も補助をしてください。郷ノ浦の渡良から初瀬線を改良してください。これはずっと今まで陳情があつてましたかわかります。

しかし、私はこういう陳情書を出す場合は、議会に報告してしかるべきじゃないですか。これ、

事後報告ですよ。私も見たら、ああ、今日か。もう陳情に行っとるじゃないかと。中身は見たらどこか言いませんよ。石田町は皆無、何もない。石田町の人をよく聞いてください。皆無ですよ、何もないですよ。今まであった、池田の自給肥料センターも公民館長と農林部長連名で陳情しました。それにもかかわらず、廃止、今の現在はどうですか。液肥は石田町にあったとき全部希望者の要求する通りに配布ができたんです。今、1人3反までしかできない、30アールまでですよ。そしたら、近頃回覧が回ってました。し尿が不足しております。当然じゃないですか。

あるものは、スクラップにして、わかりますよ今の世の中、弱肉強食ですから。スクラップアンドビルドって言ってね、崩して建てる、崩して建てる。憤りが起こりますよ。

もっと地域の声を吸い上げるために、予算化もしているわけですから、地域審議会を開き、きちとした形で4町の均衡ある発展をさせる、これが吉岐市の浮揚じゃないですか。耳にたこができるように、私は耳が悪いけど、耳にたこができるように言われますよ。何をしよるかお前たちは、と。簡単に答弁をください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 詳しく答弁をさせてもらいたいと思っております。

今、我田引水的なことを職員がしているという御指摘がありました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういうことはございません。はっきり申し上げたいと思います。

それと、先ほどから石田は聞いておりますと、石田は何もしていない、というようなことでございますけれども、平成16年から18年にかけて、乙島大分線4,600万円、錦田線1億200万円使って整備をしておりますところでございます。

それから、市が吉岐の整備を図るときに、一番に申します、20億円しか税金ございません。ですから、どういうふうにも有効活用するか、道路の要望は非常に多うございます。そこで、やはり吉岐市ではなくて、県でやってもらうのではないか。次には、国の補助はないのか、どうしてもない。じゃあ借金してつくろう、じゃあ借金をするのは有利な借金はないか、辺地債、過疎債、あるいは合併特例債であります。そして、どうしてもそういうメニューがないというときに、初めて市が単独で行うのでございます。

そういった中で、実は石田町の平成16年からのものを申し上げます。それは大きく申し上げます。県営の事業でございます。これは道路、県道が主でございますけれども、1億6,100万円。河川、これは流れ川であるとか、河川砂防事業あるいは久喜の砂防ダムとか、こういったものが5億723万5,000円。それから港湾、印通寺港、それから等々でございます、5億3,100万円。スポーツセンター耐震6億8,400万円。吉岐市が行います港湾漁港久喜印通寺山崎8億7,900万円。27億6,304万2,000円を平成16年から石田の事業として

やっておるところでありますので、全くやっていないというのは私はあたらな思っております。

それから、地域審議会でございます。地域審議会につきましては、その招集は会長でございます、審議会長であるわけでございますけれども、その内容は、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行条件に関する事項、合併特例債による地域振興のための基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成および変更に関する事項、その他、市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、答申するというようになっております。しかしながら、これと相反する形で、会議に会長が招集するわけですけども、会議が毎年2回以上開催するものとするを書いてあるわけです。先ほど申しましたこととこれは、じゃあ市長が毎年2回諮問せにゃあいかんのかということになるわけございまして、非常にこう、その辺にずれがある、これは条例でもなんでもございませぬ。地域審議会の設置に関する事項ということでございしますが、そういうことになっております。

それから、陳情書についてでございます。これにつきましては、十分に議会に御説明してなかったということ、率直にお詫び申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今、道路はしてないと言われましたが、乙島大分線と錦田線は、最終年度だったんですね。もうずっと前から着工して 2件と言うたでしょう 2年にわたってしましたか、2年度にわたって。（何事が発言する者あり）（「まあ、わかりました、どうぞ」と呼ぶ者あり）駆け込み事業はしておりませぬ。その前に、ちゃんと4年間しとりました、事業を。それだから申し上げております。

次の質問に移ります。何か、市長、何かありますか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、駆け込み事業ということを言われましたけれども、先ほど申しますように、一般廃棄物の関連道路、それから堆肥センターの道路、それから県営事業であります苅田院の圃場整備事業に関連する道路、これについて、私が就任いたしましたから着工いたしております。従いまして、一般の要望、あるいは建設計画の載っているわけですけども、そういった駆け込み的な事業をやった覚えはございませぬので、はっきり申し上げておきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 結局、1年間着工したのはずっとしたということでしょう。駆け

込み事業じゃなくて、1年間、少し着工しとるのを続けてしたということにほかならないわけです。そしたら、市長の執行されてから、市長が就任されてからそれはしてない、それはそうでしょう。私はそれを肯定してるわけではありませんから。

願わくば、私はこういう県に大々的な計画を出すのであれば、例えばですよ、勝本のイルカパークの裏からこっちまでトンネルを掘ってそれから橋掛ける、そんなゆうにすればE P Zの中に、U P Zの中に、渡良の長島、原島、あるじゃないですか。原島から大島をね、この機会につながんやったらずつつなげませんよ。私はそう思いますよ、なんでこういうことが県の陳情に出せないのか、そうでしょう。生徒数が少なくなって分校が3地区に広がると、そうした中、いざっちゅうときに今度も訓練がありました。しかし、私たちが島で困っておる以上に、あの方々は島の島でまだ困ってあるんですよ。そういうとこに県に陳情がなんでされないんですか。私はこの合併を機にやらないと、なかなか無理と思ってます。そういう陽の当たらないところに陽を当てる、白川市長、そういう市長であっていただきたい。この件に関して簡潔に、努力しますならします、無視するならするでいいですからお答えください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、県に対する地図ですね、勝本の漁港に、勝本港を整備するというあの地図、あれにつきましては、これは私が見落としとしておりまして、どうして旧勝本町がやったあんな古い地図を付けたのかいうことを今、私は見落とししたことを反省をいたしております。と申しますのも、県には陳情の中で、こういうふうにしてくれと、その手法を申し述べておりません。とにかくつくってくださいということです。ただ、あの地図が問題視される、これは本当に申し訳ないと思っております。それが1つ。

それから、御存知のように、何年も渡良三島につきましては、架橋をしてくれ、本土までということ、本島までということもずっとやっておるわけでございます。本当に島の方々の願い、それは三島の子どもたちの作文を添えて県知事に要求しているところでございます。私は、そういった住民の本当に切なる願い、これについては真摯に受け止めて、当然のごとく、県、国に要望をしておりますし、今後もしておくつもりでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ぜひともそのように期待をいたしておきます。

やはり、離島の、離島である三島を1つにしてある、原島と大島を1つにした、今までの市長が並々ならん島への理解を示されたことは十分尊重いたしております。それは感謝申し上げます。

しかし、もう一步踏み出してもらいたいというわけです。政策の優先順位をどこに置くかとい

うことで1つお願いをいたします。期待をいたしまして、次の質問に移らしていただきます。

御存知のごとく、壱岐市を取り巻く最近の大型店舗の進出によりまして、地元小売店が壊滅的な打撃を受けております。こうした状況に鑑み、我々を含め、そして執行部の皆さん、商工会、どうか知恵を出して、有効な手立てはないものかということで、今回この問題を取り上げさせていただきます。

今、大店舗の規制をする条例を定めておるのは福島県のみであります、県レベルでは。長崎県は残念ながら方針という規制にとどめております。いわゆる、都市計画法による規制、立地規制ですね、誘導を目指しておるわけでありまして。これらは、実際的に、実効的な施策になりません。いわゆる1998年から2000年の間にまちづくり3法の改正がございました。これによりまして、規制緩和をしました。小泉改革により規制緩和をしましたね。これで地方は疲弊をする状態に今陥っております。ですから、今の現況を見まして、今通告をしております。その件に関して、市長の実直なお考えをお聞かせをいただきたい、それから私のほうも浅はかな知恵ではありますが、提言をさせていただきたいと考えておりますので、まず答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 思いということでございますので、それをまず申し上げたいと思います。

本当に今、ドラッグストアがどんどん出てきております。それからまたコンビニエンスも建設中でございます。そしてまた、違ったコンビニ的なものも、あるいはその他の物も扱うような、多機能と申しますか、いろんな店舗の進出が計画されておるようでございます。私は本当にこのままで壱岐の商業はどうなるんだろうか、小売店はどうなるんだろうかと思っておるのが今、本当に偽らざる気持ちでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） そうですよ、市長。本当私も大変だなあと思ってます。弱肉強食の世の中、私は社会はこういうふうにはないかなと思う、この「じゃんけんの文明論」という本があるんですね。やはり、東洋の人間はゲー、チョキ、パーですよ、手を直接に自分の手を利用して相手とコミュニケーションを図りますよね。やはり、ヨーロッパとかアメリカなんかは、ゲームを始める前にコインを投げて表か裏かで勝負しますね、ということは、勝つか負けるかなんですよ、彼らの考えは。ですから日本にアメリカからどんどん国家の戦略っていうのが植え付けられてるんですね。これを目標にやってもらえないかと。それをやはりしぶしぶ聞かざるを得ないというのが現在の状況なんですね。ということです。

さておいて、私の提案を申し上げます。実は、長野県伊那市というところがございます。これ

は、市レベルで取り組みをいたしております。

まず、条例の目的といたしまして、市、事業者は地域社会等が事業計画の概要を共有し、大規模小売店舗と地域社会の調和を図る、もって良好な生活環境の維持、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。対象として、例えば伊那市の地域に店舗面積が1,000平米なんですね、これ。1,000平米以上を出店する場合は、届け出制になってるわけです。そして、手続きとしてはまず出店届け出書というのが事業者から市に出されるわけですね。その内容としては、店舗設計計画、工事計画、営業計画の概要、開店予定日、駐車場等整備の計画、周辺の交通体系の問題、地域の環境対策、そして地域社会への貢献、こうしたことが盛りこまれて、さらにそれから連絡協議会の審査、これは市の部長さん達で部長級で、そうした連絡協議会をつくっておるわけですね。そして出店に関する重要事項の審査を行います。そして、その後に、審査をした後に商工会へ市から届け出の内容の通知が渡されます、市からですね。そして、近隣住民への周知、意見聴取が行われます。これは事業者の責務です。事業者の責務として行わねばならないようになっていきます。内容としては、説明会等による周知、意見聴取、終了後市への報告書を提出する、それを受けて協議会で調査、審査、審査結果を近隣住民の意見を聴取を踏まえて事業者と協議する。それは市から事業者への聴取義務を事業者が果たさなければならぬわけですね。そして、協議事項に対する回答ということで、市から事業者へ渡すわけですね。7番目として、これらの手続きを踏まえて手続き完了確認届というのが市から事業者へ渡す、そして初めて開店をするという、1つのプロセスを取ってるみたいです。やはり、今の法律に勝るものはございませんから、条例で制定するなりはいろいろ難しいハードルもあるかと思えます。ただ、要綱というのはつくるべきではないかと思うんですね。これは抵触しませんのでつくるべきであろうと。あくまでも、いつも言いますが、早くこういう条例なんかを制定しないと、法というのは不遑及の原則で、前にさかのぼることはできませんので、事後法禁止の原則というのがきちんとありますので、やはり行政でなにができるのかということを実際に皆さんで考えようではありませんか。この恠怩たる環境を放置するというのは、我々が本当に与えられた使命というのは、皆さんが汗をかいて働ける場をつくるというのは、我々に与えられた至上命令でありますので、それを今正に犯されようとしておるわけですので、どうか、知恵を振り絞って考えようではありませんか。市長、ここまでの件に関していろいろ、ちょっと待ってください、いろいろなやはり大型店というのは、裏の取引があるんですね。例えばMアンドA、次から次に吸収合併しますね、仕入れ値を叩くたびに、仕入れ値を安くするために、そしたら仕入れた期間に完売したらこれまたメーカーからバックマージンというのがくるんですね。恐ろしいんです。ですから、今壱岐の卸問屋しておる方は、仮にDとか、イニシャルで言います、Dとか、いろいろな大きな店舗がございますよね。ここに太刀打ちしても、とてもじゃない。問屋が太刀打ちできません。彼ら1,000億

円売り上げています。Dさんで1,050億円くらい売り上げてました。計上利益が2億5,000万円、ですから2.5%ぐらいの利益で回してるわけですね。ですから、こういうデフレスパイラルが、デフレのこの階段がどんどん加速していくであろうと。そうすれば、この壱岐の島は疲弊してしまうよということになります。市長、思いだけ簡単をお願いします。どうかしましょう。お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、この思いは音嶋議員と同じだと思っておるところであります。

しかしながら、先ほど言われます伊那市といえども、やはり法が、予定しておるいわゆる届け出にとどまってるわけです。届け出だから拒否ができんわけですね。承認とか許可とかないわけです。ですから、それに近い、届け出にかかるものについてより条件を整理して進出するということになるわけでございますから、先ほどの協議会等々についても当然、失礼しました、商工会等々と話し合っていきたいと思っております。

実は、11月14日に商工会とお話し合いをいたしました。その中で、商工会は1,000平米未満の小売店を規制することはもう今難しい、できないんだと、実際問題として、ということで、大規模小売店舗立地法の見直しを含めて対策を設けてくださいということを地元、ある国会議員と長崎県議会議長宛てに要望書を提出したということで、その要望書の、内容を見せていただいたところでございます。

それから、福島県につきましては、1,000平米未満を規制するとかいうことではなくて、むしろあの法律は、条例は1万5,000平米を6,000平米に緩和するよと、そしてシャッター通りになったその市街地に入ってきてくれないかという、むしろ緩和的な条例のようでございます。

それからまた五島市におきましても条例ができておりますけれども、これにつきましても都市計画の一定の区域について条例で定めておるということございまして、これも1,000平米以上の店舗についてございまして、1,000平米未満のものについては規制はないというのが実情でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今言われたように、都市計画区域に関してはそうした要綱とか、いわゆる立地規制があるわけですね。

しかし、今現在壱岐市の現状を見て、都市計画区域外に全てあるでしょ。ですからざる法というんです。いくら法律をつくっても漏る、ざる法方式なんです。ですから、ここは県のほうに強

く要望すべきと思います。

特に市長は離島振興協議会長です。壱岐は離島振興協議会の会長でありますので、協議会の。離島のおかれている立場、例えば壱岐の人の一番良さってというのは隣りの人が困ったときは、分けてでもやると、そういう温かい心が、この壱岐の風土にはあるんです。

しかし、今の現況を見たら、勝つか負けるか。欧米型の資本主義、勝てっこないですよ。例えば鶏小屋に、野犬を放したようなもんです、今の状態は。どうも太刀打ちできんですよ。かみ殺されてしもうち。かわいそうなもんですよ。税収も減るですね、もう今出店してある方にはどうもできません、規制ができませんので、ひとつ、市として市民法人税の所得割分を均等割分も入ってきます、所得割分を納入をお願いできませんでしょうか。そして、雇用の、更に地元の皆さんの雇用の拡大に寄与してもらえませんか。

そして、最後に願うとすれば地域貢献ですね、やはり地元の壱岐の住民の方の購買力によって商売ができていますので、地元貢献を積極的に促すよう市当局からお願いに行かれるべきであろうと思います。

今、出店してある方は、もうどうもされません、合法なんですから。あとは、熱意でほだすほかないですね。「どうかお願いします」と、壱岐の金が全部出てしまうわけですから、いいですか。ぼろぼろ出てしまうわけです。最後には疲弊しますよ。金がなくなりますから。今、安い安いと購買しとっても、最終的には金がなくなるわけですから、壱岐に金が滞留率がものすごい悪くなるわけですから。そうした上でも、ぜひともお願いをしたい。商工会も、もっとがんばっていただきたい。多分テレビで聞いてあるでしょうから、ぜひともそうしてやらんやいかん。商工団体の組織が商工会ですから、がんばりなさい。僕は言いたい。

最後に、あと3分で私の時間は終わりますんで、最後に、今の現況を私の好きな歌をうたってみます。「働けど、働けど、なおわが暮らし楽にならざる。じっと手を見」石川啄木の歌です。今の、壱岐市の、そして全国の世相を象徴するかのような歌ではないでしょうか。

まず、働く場所を確保し、汗を流せる環境づくりをすることが、我々に課せられた達成せねばできない至上命令であると考えております。「巧言令色鮮なし仁」孔子の論語の中にある言葉ですが、市長、我々を含めて、そうあってはならないと誓うべきであります。津々浦々まで、目を見開いていただきたい。公平、公正、公開の市政を願ってやみません。市長は、常日頃から座右の銘を進取と心がけていらっしゃると思います。そのことに一心になって奔走をしていただきたいと思っております。

今回の質問にあたり、壱岐市の合併協議会の流れを振り返ってみました。そのキャッチコピーの中に、すばらしい言葉がございました。御紹介をいたします。「弥生の時代から島は1つ、心も1つ、私の名前は壱岐かえる」行き交う人に、きみまるさんじゃないけど、笑顔が戻ったこう

した状況を1日も早くつくり出していきたいと、恋願っております。市長、がんばりましょう。
最後に決意をお伺いいたし、私の一般質問を終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、誤解があってはなりませんので、法人市民税について申し上げておきます。

均等割もちろんです。しかしながら、所得割分についても従業員数によって、その市にくるといってございませぬので、その辺は税法の中でちゃんと明記されておりますし、そうなっておるかと思っています。

それから一時的に、確かにああいうストアーが来ることによって、消費者は便利になる、喜ぶということでございますけれども、将来的なことを考えたときにいわゆる購買力が壊れたときにどうなるのか、いうことを考えたときに本当に将来を憂う気持ちでございます。

それから、先ほど「巧言令色鮮なし仁」と言いましたけど、その次を私は申し上げたいと思います。「剛毅木訥仁に近し」こういった気持ちでやりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（9番 市山 和幸君） それでは、市長に対しまして2点、教育長に対しまして1点の質問を行います。

初めに、公用車を利用したの有料広告の掲載について質問をいたします。

吉岐市の歳入においては、地方交付税等の減少に伴い、年々ますます財政状況が厳しくなっていくと考えます。そのような中、本市においては自主財源確保に向け、市の封筒を活用した有料広告掲載が実施されております。私もよく酒造会社の広告を目にしています。市の封筒広告につ

いては、今後も自主財源確保のために継続して実施していただきたいと思っております。

そこで、本題の質問であります。現在、政策企画課においては市の公用車を活用して、マグネットシートによる有料広告の掲載事業を検討中であるかと思っております。ぜひ、自主財源確保に向け推進していただきたいと思っております。

各課の公用車には、広告掲載に適さない課の車もあろうかと思いますが、教育関係の公用車を除けばほとんど掲載可能であると思っております。

まず、現在、実施に向けた集約がどこまでなされているのか、市長にお伺いをいたします。
議長（市山 繁君） ただいまの市山議員の質問に対する、理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 9番議員、市山和幸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公用車を活用しての有料広告の掲載についてという御質問でございます。

長引く経済の不況の中で、本市の基幹産業でございます漁業、農業、観光業について、非常に厳しい現状であります。税収についても、伸びが期待できないという現状であります。

そういった中で、行財政改革による歳出削減はもちろんのこと、議員おっしゃいますような、新たな財源を発掘することが不可欠でございます。

このことにつきまして、実は平成23年度から若手職員がプロジェクトチームをつくりまして、歳入確保対策会議というプロジェクトを立ち上げております。この会議から、たくさんの提案が寄せられておりまして、議員の提案につきましても、を含む各種提案につきまして現在、調査、研究を行っておりまして、1つでも多くのものが実施できるように取り組んでおるところでございます。

現在、取り組んでおります事業につきましては、先ほど議員御指摘の市役所で印刷しております封筒の有料広告、ほぼ封筒はこの有料広告で賄われておるところでございます。

それから、市役所のホームページへのバナー広告、そして今1つは、市民の皆様から3年前からお配りいたしております市民便利ダイアリー、これが今、広告収入として取り組んでおるところでございます。広告については以上でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 政策企画課から、公用車に対しての掲載広告の取りまとめというか、各課の状況をできるのか、掲載できるのかできないか、こんな車があるのかという取りまとめをちょっと資料をいただいております。

その中において、文化財課の車はもう既に一支国博物館、原の辻の遺跡のステッカーが貼って

あるので無理ということであろうかと思えます。

また、学校教育課においては、教育的なものには、かかわる広告については、ふさわしくないのではないかという回答が出ております。

また、建築課においては、公用車の8台中の6台がリース車であるため、2台のみの広告しかできないと回答があります。また、その2台についても、土木建築会社の業者からの広告は、載せることができないのではないかという回答がっております。

そして、教育総務課のスクールバスについては、国庫補助金であるために適当でないという回答が出ております。そのほかの課の車については、大体ほとんどの公用車が掲載可能ではないかと思われまゝ。宣伝効果を考えると、かなりの応募が期待できるのではと思っておりますが、掲載広告についての料金、掲載料金をどれぐらいに考えてあるのか。

また、掲載の実施に向けての市の要綱、取りまとめ等はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃいますように、できるだけ車にマグネットシート等をつけていきたいと思っておりますけれども、その要綱、例えばある意味この車に掲載はいくらだよとかいうそういった要綱については、まだつくっていないところでございます。

市山議員におかれましては、現在、広告だけでおっしゃっておりますけれども、本市におきましては、歳入確保対策という大きな柱を質問されておるものと思えます。このほかに、彦根市がその歳入確保対策として取り組んでおりますことを、少し述べさせていただきたいと思えます。

まず、ふるさと納税の推進でございます。これは、福岡彦根の会、東海彦根の会、大阪彦根の会、東京彦根雪州会等々の折に、そこに申込書を持っていきまして、彦根出身の皆さん、または彦根にゆかりのある皆様方に、ふるさと納税をしていただくというふうにしていただいております。平成24年度におきましては、現在のところ76件110万8,000円の納税をお願いしております。

また、今、貯金の利子というのは本当にわずかなものでございますけれども、公募地方債、県であるとかそういったものでございますけれども。現在、長崎県の公募公債を今年2億円を購入するようにしております。普通の市中金利でございますと、0.04%ぐらいの利子でございますけれども、この公債につきましては1.02%という非常に高い利率でございます。そういったものを積極的に購入をしているというところでございます。

実績といたしましては、封筒への有料広告につきましては、28万2,000円の広告収入でございます。ホームページのバナー広告については、現在、募集中でございます。概略申し上げ

ました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 市のほうにおいても、自主財源確保のため様々な取り組みがなされておりますが、ぜひこの車の広告を使って自主財源の歳入をしていただきたいと思います。スクールバスについては、国庫補助金でできない、不可能と思いますが、教育関係の車にしても、教育費に関する掲載であれば私は可能と思っております。また、他市においてもやっているところもあるようでございます。早く料金の設定をなされ、要綱をまとめられてぜひそれを使われたら、見た方もそれを見て応募の申し込みがかなりあるのではないかと考えております。

自主財源の確保に向けて、推進をしていただけるようお願いを申し上げてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目独居高齢者の安否確認対策について質問いたします。

最近、よく全国においても独居高齢者の悲惨な孤独死のニュースが、テレビや新聞等でも紹介されております。壱岐市においても、年々独居高齢者が増加しており、悲惨な孤独死を未然に防止して、安心して生活が送れるように支援していくことは、行政にとってもますます重要になってくると考えています。

現在、島内においては、65歳以上の独居の高齢者が約1,700名くらいおられるかと思っております。しかし、その中には健康で生活をしておられる方が多数おられますので、実質的に介護保険認定者の方は600名程度かと思っております。

また、その中には老人ホームに110名の方、特養ホームに100名の方、光の苑に60名の方、計270名の方が、それぞれの施設に入居なされております。安否確認が必要な対象者の方は300名前後であろうかと思っております。

そのような状況を受け、健康保健課においては、県のモデル事業として、本年度1回限りの100%の補助による高齢者見守り支援事業に取り組み、来年2月の実施に向けて、現在、安心サポーターの養成中であろうかと思っております。

厚生委員会の所管でありますので、9月にある程度の説明は受けておりますが。

まず1点目に、9月以降の進捗状況とこの事業については、継続して行う必要があるかと思っておりますので、25年度以降においても何らかの県の補助対象になり得るのかをお伺いいたします。

2点目に、現在、市民福祉課においては、光ケーブルを活用しての安否確認システムを検討中であろうかと思っておりますが、どこまで現在進展しているのか。

以上、独居高齢者の安否確認対策につきまして、2項目について市長にお尋ねをします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の2点目の質問、独居高齢者の安否確認対策についてということでございます。

そのうちの1点目でございます。

県費による、モデル事業の高齢者を見守り事業の来年2月実施に向けて、安心サポーターの養成中と思うが、県の補助は25年度以降継続してあるのかという御質問でございます。

まず、この安心サポーターでございます。

現在、これは介護保険事業で、ヘルパーあるいはヘルパーの派遣、あるいはデイサービスのサービスを受けていらっしゃる方を対象としておるところでございます。

そしてまた、対象者いわゆる見守りの必要な対象者といえますのは、外出頻度の低い方。外に出るのがなかなかおっくうな方と申しますか、そういった方が約1,000人いらっしゃいます。その中でアンケートをして、見守りがほしいかどうかというアンケート等をいたしましたところ、300名の方が見守りシステムに入りたいというような意向であるということ、まずもお話をしておきたいと思っております。

吉岐市の65歳以上の高齢者は、11月30日現在9,487名いらっしゃいます。高齢化率は32.26%となっております。

その中で、独居の高齢者は1,678名、高齢者のみの世帯は2,297世帯ございまして、今後も高齢化の進展とともにこの率は上がっていくものと考えられます。高齢者は、持病の憎悪や体力の低下によりまして、行動範囲や社会活動範囲が狭まり、人や地域とのかかわりが少なくなる傾向にございます。

特に、独居高齢者にありましてはそのリスクは高うございまして、孤独死あるいは意欲減退いんなことに対する取り組みの意欲の減退というものが、その可能性が大変大きくなって参ります。

独居高齢者等の安否確認、生活状況の把握により、孤独死等を防止するとともに、高齢者が地域とのつながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるように支援するために、9月議会におきまして高齢者見守り支援事業の予算を計上したところでございます。老人クラブの役員の皆様、若年の先ほどおっしゃいました、若年の元気高齢者の社会支援活動の一環といたしまして、高齢者見守りのための安心サポーターを30名程度養成に取り組んでおるところでございます。

来年1月中旬に研修会を開催いたしまして、2月から先ほど申しました実際に300名程度の独居高齢者等の世帯への訪問、電話での安否確認等実施するように計画をいたしているところでございます。今事業につきましては、24年度は先ほど申されました10分の10で99万6,000円の事業費でございます。

25年度以降につきましても、継続して実施すべき事業、考えておるところでございますが、その実施のメニューといたしましては、介護保険事業の地域支援事業と位置付けて実施をしたいと考えているところでございます。

この独居高齢者の安否確認に対する2点目の質問でございますけれども、光ケーブルを利用した活用はどうかということでございます。

壱岐市の人口は、11月末現在で2万9,408人でございます。そのうち高齢者とされる65歳以上の方は、9,487名、高齢化率32.26%と年々高齢化率が上昇いたしております。

このような中で、1人暮らしの方が住居内で倒れ発症直後に助けを呼べず、また社会的孤立のために他の誰にも看取られることなく死亡されるケースや、数日後に衰弱した状態で発見されるケースが、社会問題として多く取り上げられるようになりました。

また、近年では核家族化の進展と、地域や隣近所との付き合いが希薄になるなどして、このような事例は都市部に限った問題ではなくなってきているところでございます。こうした問題の予防について、光ケーブルを活用した対策を考えております。光ケーブルは、御存知のように双方向の送受信が可能でございます、端末や音声あるいは映像等の利用も考えられるところでございます。

実は、これの経費につきまして何千万円という、実は予算が必要でございます。

今回、総務省の「ICTまちづくり推進事業」というのがございまして、実は4,500万円、要求をいたしました。全国で50ほどの応募がございました。5地区の予定でございましたから、10分の1の確率でございまして、第1次予選は通ったんですけど、残念ながら第2次選考でもれまして、採択に至らなかったところでございます。

このまた、光通信網を利用した高齢者の見守り支援対策は、テレビ電話のように双方向の情報のやり取りが可能になりますので、医療機関や訪問介護、看護、看護ステーション、訪問介護事業者等と連携することで、更に充実した見守りと万が一の場合の体制が構築できる可能性があります。

しかしながら、現状といたしましては、先ほど述べましたように環境保健関連事業でございますけれども、民生委員さんによる見守り、自治公民館による声かけ、老人クラブ等への加入促進によりまして、孤立予防に努めていただきながら、今後も光ケーブルを活用した国・県の補助事業による高齢者等見守り支援対策について、更に検討を重ね進めていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 1点目の、見守りサポーターによる安否確認については、健康保

健課の事前の調査においても、ある程度の対象者の方が希望を出されているようでございます。それは、見守りサポーターについては、継続して行う必要があるかと思えます。

また、見守りサポーターの報酬については、説明では300名の対象者にサポーター1人で10所帯の訪問、10世帯程度の訪問をお願いして、それぞれ月に1、2回ぐらい訪問を行って5,000円程度の報酬額、これは介護保険料を1カ月分ぐらいの大体算定で5,000円と決めてあるようです。が、ガソリン代等また電話代、そのほかの金額を含めてこの金額が本当に妥当であるのか、責任を持って快くそのサポーターの方が引き受けていただけるのか、少し疑問に思っておりますが、市長のお考えとしてはこの報酬金額については、どのようにお考えでありますか、質問いたします。

そして、2点目の光ケーブルを活用した安否確認システムについては、対象者に対して事前の調査が行われているようであります。その中で、システムができれば設置を希望したいと答えられた方は約10%ぐらい前後で、希望しない、システムがよくわからないという方々を合わせれば、その残りの70から80%おられるようであります。このことは、まだ確認システム自体をよく御理解しておられない点もあろうかと思えますが、私も対象者の皆さんのこの結果については、よく理解ができると思えます。光ケーブルの安否確認システムの実施については、十分説明が今後必要であろうかと思っております。と、同時にむしろ心の通った訪問対話による見守りサポーターを推進していくべきと考えます。光ケーブルシステムの実施に向けては、健康保健康課そして、市民福祉課との連携をよく取られ、今後とられる必要があると思っております。市長の見解を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 安心サポーター1日5,000円は、どう考えているかってことですが、これは先ほど申されますように1回お1人当たり500円でございますして、10人ぐらいを対象をお願いしたいということでございますので、10人お回りいただいたときに5,000円ということになります。この単価の高い安いいろいろあろうかと思えますけれども、当面は示された単価でやってみたいと思っておりますのでございます。

それから、光ファイバーケーブルを使った安否確認について、理解がどうかということでございます。これについては、本当に難しい問題でございます。と、申しますのは、まずランニングコストがかかります。ですから、通信料がいるわけです。ですからその負担の問題、それからその安否確認の方法がございまして、例えば、テレビのああいうですね、リモコンの操作ぐらいしてわかるということとか、あるいはテレビ電話のように映像でやるとか、あるいはタッチパネルとか何か触ってやる、そういう方法もございまして、どの方法が一番いいのかということも1つの

検討材料になりますし、そのやり方によっては、その機器そのものが非常に高額になるというの
もございます。1番安いのは、そのモコンみたいのが1番安いわけでございますけれども、そう
いった問題もございまして、どういう方向でやるかということも非常に難しいございます。

ところで、そういういろんな説明の問題とか、経費の問題とかあると、そういったことで、当
面は安心サポーターの方がいいのではないかという御意見でございます。確かに、そんなことも
ございますけれども、将来的なことも考えると、私は見守るといのは1つの方法ではなくて、
いくつもの方法で見守っていく、二重三重で見守っていく、いうことが必要ではなからうかと思
っておりますので、この光ファイバーを使った安心見守りシステムについても、やはり研究して
いきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） ぜひ、見守りサポーター事業については、継続して行っていただ
きたいと思います。

そして、2点目の光ケーブル活用の安否確認システムについては、十分な説明をなされたう
えで、それでも希望者が10%も満たないというのであれば、設置の必要が私はないのではない
かと思っておりますので、よく検証をされて決断をしていただきたいと思っております。

次に3点目、学校給食センターの食材について教育長にお伺いをいたします。

給食センターにおいては、小学校、中学校の給食の材料費として、月額平均1,200万円ぐ
らいで、年間1億数千万円が計上されているようでございます。島内産の食料の活用については、
約6割弱ぐらいではないかと思っております。100%島内産でということは、無理であろうか
と思っておりますが、もう少し島内産活用の割合を増やすことはできるのではないかと思っております。

野菜類については、かなりの割合で地場産を使用されております。

また、牛肉についても、壱岐牛で調理されていると思っておりますが、魚類の冷凍食材については、
島内の業者から調達されているものの、ほとんどが島外産の魚が原材料となっているようでは
ないかと思っております。学生の皆さんの食育という観点からも、また地産地消で島内の1次産
業である農業、漁業を守っていき、本市の活性化にも寄与できるのではと思っております。

コスト面で、多少厳しい面もあろうかと思っておりますが、給食費を少し上げざるを得ないことにな
っても、島内産の安心で安全な食材を活用して、より質の高い給食の提供ができるのであれば、
多少の給食費の負担については生徒の御父兄の皆様にも理解は得られるのではないかと思
いますが、まずは、教育長の御見解をお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 9番、市山和幸議員の質問にお答えをいたします。

壱岐島内産の食材の活用率は、議員御指摘のとおりで、給食センターが供用を開始いたしました平成23年9月から24年3月までの、昨年度の約7カ月間で61.02%の活用率でございます。

今年度4月から10月分まで、同じく7カ月間で見ましたときに69.25%となり、いくらかその活用率が上向いているところでございます。その状況につきまして、少し述べさせていただきますと、壱岐島内産という言葉を私ども地場産品という呼び方でさせていただいておりますが、野菜類については先ほどの御指摘のように、季節の野菜を中心に、壱岐で栽培をされました特にアスパラガス、カボチャ、サツマイモは100%壱岐産のを使用しております、お米も全て壱岐産のにこまるを使っております。乾燥ものにつきましても、シイタケ、キクラゲ等これも壱岐産を使用しています。魚介類の部では、イカについては100%壱岐産のを使っておりますが、いくらか先ほど言われるとおりでございます。

この学校給食における、地場産品の安定した供給のために、昨年度市内の生産者団体を中心にして、少し長くなります名前ですが、「壱岐市学校給食食材地産地消活動支援協議会」というのを、県の補助によりまして設立をいたしました。学校給食における地場産品の活用の推進を進めているところでございます。

生産者団体を御紹介いたしますと、野菜、精肉肉加工、かまぼこ、てんぷら、乾物販売者、卵生産者、豆腐、厚揚げ、かまぼこ生産者、果物納入業者、そして水産加工品の各グループから代表者が会議に出させていただいております。より多くの地場産品が、使用できるようこの会の中で協議をしていただいております。

特に、野菜グループにつきましては、毎月会議を開いていただきながら、適切な価格を設定する等の会議をしていただき、市場よりも安い値段で給食センターが入荷できるよう御配慮いただいているところでございます。

当初申し上げました、活用率の算出の方法について少し落とし穴があるわけございまして、この壱岐島内産でという場合は、原料から全て壱岐島内産であったものについてのパーセンテージでございまして、例えば、かまぼことか、てんぷらとか豆腐、厚揚げ、あるいは薄揚げ等の加工食品につきましては、壱岐市内の業者の方が加工をされ、その業者から私どもは仕入れておりますが、原材料が島外産になった場合は、この対象に入らないため数値の上昇に来たさないと、大変、産出の仕方の部分がございますので、皆さんの御期待に数値が上がってこないという点で申し訳ないと思います。あくまでも、壱岐島内での栽培、水揚げされたものでの数値ということを御理解いただけたらと思います。

先ほど申されます水産加工品について、あるいは水産の食材の利用についての御指摘は、議員

言われるとおりだと思います。3,000食近くの児童生徒の分を賄うため形がほぼ同じで、数がそろって季節的に一度にできるという、もろもろの条件を考えたときになかなか数をそろえてもらえないという状況があるため、今のところ冷凍ではあっても、どうしても島外から許容せざるを得ないという状況がございます。

この分も、先ほど申しました協議会の中で検討をしていただきながら、市の活性化のためにも少しでも多くの地場産品を学校給食の中に活用しながら、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと思っております。これからもどうぞいろいろな御意見をお聞かせいただければと思います。ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） 冷凍、先ほど魚の水産物のことを言われましたけども、島内の各漁協においても、冷凍処理施設は持っておられます。交渉次第では、提携をされ、調達の可能性が私はあると思います。私も飲食店をしております、関係で食材については、お米は全て壱岐産100%使用しております。

また、魚についても魚のフライやバター焼きについても、極力地場産を活用しております。島内産の食材を活用しての地産地消の奨励は、先ほど教育長も言われましたように、県の補助対象、奨励金がおそらくいただけると思います。

また、この率を上げることによって奨励金が少し多くいただけるかと思っておりますので、どうぞ調達や研究、また調達の工夫をされて、まだまだ自給率を高めていく余地は私はあると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。どうですかね、教育長、冷凍食品について。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） ありがとうございます。

先ほど申しました、克服しなければならない課題はございますが、議員の御提案のような形の中で、これまで自校給食等で、地元の水産物を利用していたものからしますと、現在、低下をしております。これが、課題になっておりますので、これから漁協等との交渉を進める中で、そのような取り扱いができることを私どもも進めてまいりたいと思います。

また、野菜につきましても島内で賄っている分と、島内、島外の分と両方でしている分、島外だけに頼っている分と、この3つに分けられるところがございます。いくらかなりとも形、大きさ等の形状には少し差異はあったにしても、利用の方に御理解をいただきながら、できるだけ地元のものを使ってもらえるよう。例えばそのオクラとか、チンゲンサイとか、セロリとか、壱岐島内の業者の方で、これから栽培に取り組んでいただく中で、また活用率を上げる形になるうかと

思っておりますので、先ほど申し上げました協議会の中で、その辺のところ、あるいは野菜部会の中でお取り組みをいただけたら大変ありがたいと思っております。極力努力をさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 市山議員。

議員（9番 市山 和幸君） ぜひ、地場産の食材をもう少し活用率を上げられて、吉岐の活性化につなげていただきたいとお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで漸次休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時38分休憩

.....
午後1時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 小金丸益明君） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、空き地、空き家に関する市の対応についてお伺いをいたします。

近年と申しまししょうか、年々と申しまししょうか、市内におきまして、空き地や空き家が目立つようになっております。高齢化、独居世帯の増加、遠隔地への転居、経済的事由等々で原因、誘因はさまざまと考えるますが、特に、顕著なのが漁業集落、吉岐という浦部における地域ではなかるうかと感じております。漁獲高の減少、後継者不足など言われて久しくなりますが、漁業を取り巻く環境の変化そのものが、その地域社会の形成に大きく影響しているものと考えます。

漁業の低迷という長年のポディーブローがじわじわときいて、漁業就労者は激減、漁業集落としての特徴、特性は希薄化し、ひいては、定住人口の減少に歯止めがかからない厳しい現状となっております。少子高齢化はもとより、若者の島外流出と相まって、人口の減少による漁業集落そのものの機能低下が大いに危惧されるところでございます。

漁業最盛期の昭和三、四十年代、私の公民館の世帯数は約40戸余りございましたが、今はその半数の20世帯となり、老朽化した空き家が17軒、廃墟となって空き地となったのが3カ所という現状でございます。

地元、芦辺浦も同じような現状であり、壱岐市内の各集落にも同じような傾向があるのではないかと推察いたします。人口動態の推計からも減少の一途をたどっておりますし、二十数年後の壱岐市の人口は、1万6,000人程度とする予測を立てている向きもございます。今後とも、空き地、空き家が増加していくのは必然的で、大変憂慮されるところでございます。

また、全国的にも、この空き家、空き地に対する対策は急務とされており、自治体の関与、対応が必要不可欠な時代となっております。

そこで、今回は特に管理不全状態にある物件に限定して、市の適切な対応を求めるべく提言を申し上げたいと存じます。先に述べましたように、市内各地に空き家、空き地が散見されるようになっておりますが、その一部にあつては、所有者の管理不全が原因で近隣住民の生活環境が阻害されている状況が発生しております。住居、工作物等の老朽化により台風等の自然災害による飛散、倒壊の恐怖、また不特定者の侵入による犯罪、火災等を誘発させる危険性、敷地内の雑木、雑草の繁茂による害虫等の発生等など、近隣住民は日々悩まされ、危険と隣り合わせの生活を余儀なくされているといつても過言ではない状況に陥っている事例もございます。

地元、芦辺浦にあつても民家を解体した後の敷地に雑草が繁茂して、放置状態であったり、当該居住者所有の民家が台風の影響で瓦等の飛散が懸念され、台風襲来直前に、物件の面する路地を通行止めにしたたり、また廃屋となった倉庫には、車検切れとなった車をはじめ、近隣のゴミ捨て場と化した物件が今も現存する状況でございます。

今、申し上げました地元の実例に関しましては、総務、水産、建設の各部長、そして地元芦辺支所長を初め、担当者も、その都度、現場を迅速に確認にさせていただきましたが、いまだ根本的な解決には至っておりません。まだまだ、ほかにも対象物件は散見されますが、どれもが個人の所有であり、所有者の管理意識や管理能力に委ねるほかはなく、近隣住民も行政も危険回避の注意を促す程度しか対応できないのが現状となっております。

浦部にあつては、在部と異なり住民の往来する一般道に面した場所に、いわゆる管理不全の物件が散見され、密集地ならではの危険性が非常に高いことも御理解をいただきたいと思っております。

また、在部地域にあつては、野良犬、野良猫の格好の繁殖生存場所にもなっております。そこで、この管理不全の危険迷惑物件の所有者に対して、適正な維持管理を義務付け、生活環境の保全と、防災、防犯のまちづくりの推進のためにも、住民の不安を払拭すべき空き家、空き地に関する管理条例の制定を急ぐべきと考えます。

また、空き家対策として、優良な住宅は市が再生させ、低所得者向けの一般住宅として転用したり、老朽化した廃屋については、交付金を活用し撤去費用の一部を助成するなどとして、危険回避のための除去を推進している自治体も既にございます。

トンネルの天井崩壊、架橋の崩壊等、予期せぬ大事故も発生いたしております。管理不全の建

建築物に起因する重大な事故を未然に防ぐためにも、ぜひ条例を制定して環境整備に着手すべきであると考えますが、市長のお考えを聞かせていただきたいと存じます。

議長（市山 繁君） ただいまの小金丸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、小金丸益明議員の御質問にお答えいたします。

空き家、空き地対策についてでございますけども、この空き地、空き家の所有者に対して、適正な維持管理を義務付ける条例を制定すべきと考えるということでございます。

議員御指摘のように、壱岐市内をみましても、確実に空き家、空き地が増加してきております。原因は、所有者、管理人の死亡、不在など長期間無人で適正に維持管理がなされず、倒壊の危険性は高まり、また荒地となり環境や防災、防犯面にも影響が生じるなど全国的にも問題となっております。現在まで、このような空き家、空き地の情報が総務課に16件届いております。所有者等との連絡が取れて、解体や補修などの対応がなされたのが、そのうち4件とわずかでありまして、いまだ現状のままの状態が続いている状況でございます。この4件の中には、いつ倒壊してもおかしくないというような状況の建物もございまして、所有者と申しますか、相続人に対しまして何度も何度も督促をして、行政代執行も検討しなければならないというような状況のものもございました。やっとそれが撤去されたという状況のものもございます。

今後、高齢化等によりまして、さらに空き家、空き地が増えると予想されることから、本市といたしましても、適正な管理等を促すために所有者等へ指導や改善勧告、命令など、今後、改善勧告命令など今後研究を行い、条例化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、空き家の再生除去に関する助成制度につきましても、国土交通省の九州地方整備局あるいは長崎市など一定の密集住宅地に補助金を出すというようなことも、現在、そういう研究等々も続けられておりますし、またそういう条例も制定をされております。そういうものを参考にしながら、国・県の法整備、財政措置の考え方、また他市町村の事例などを参考にしながら、検討を深めてまいりたいと考えています。

ちなみに、長崎市では、5地区が国交省の関係では、長崎市内の5地区297ヘクタールがその対象になるというような情報もございます。いずれにしましても、空き地、空き家対策、先ほど16件と申しました、これは、危ないというようなことが情報として総務課に届いている件数でございまして、それはあくまで氷山の一角だと認識をしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 前向きな市長の御答弁で、あまりケチをつけるような状況でもご

ざいませんけども、実は、県内、東彼杵町が条例制定をいたしております。その条例をみてみますと、やはり市長言われますように、指導、勧告、命令でも聞かないところには、その物件に行政の命令に従わない旨の公表もされておりますし、市長言われますように、行政代執行をも条例に組み込んでおります。私が見るところによりますと、この東彼杵町の条例は、私はこれでいいんじゃないかと思うぐらいの条例が制定されておりますので、ぜひ各市町の条例を参考にされるときには、まず県内、東彼杵町のやつも非常に参考になりますので、お願いいたしたいと思います。

それと、物件の所有者に対しまして、法務局に登記事項は閲覧確認はできるということでございますが、市長申されますように、所有者は亡くなっておると、しかし、その子、また親族が実行支配、実行管理はしてあるという物件が多々見受けられます。ですから、その面の調査も条例を根拠として追跡、確認できるようにもしていただきたいと思います。

総務部長、農水部長、建設部長、もちろん芦辺支所長も、芦辺浦に限定してですけど、住民の苦情に対応して即座に確認をしていただきました。しかし、今しかるべき条例がないために、それ以上の行政の関与が、一步踏み込んだ関与ができないような状態です。ですから、私は早く条例を制定すべきと思いますし、条例があれば、何らかのまた一步踏み込んだ解決策も見いだせるんじゃないかと思っております。できれば、総務管轄か、もしくは建築関係のもので建設部関係の所管になるかと思っておりますけども、今年度中の条例を至急検討されて、新年度からは条例施行をぜひお約束していただきたいと思いますが、市長のお考えを改めてお聞きいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど、まず物件の把握でございますけれども、登記をされているものはそれでいいとして、未登記の分がございます。しかし、未登記の分についても、税の対象物件でございますから、実行管理をなさっている方というのは、納税義務者と思われるわけですね。

ところで、家屋については、そういう家屋はほとんど免税点以下ということになります。土地につきましても、住宅地であれば、いわゆる軽減措置がありまして、例えば、面積200平米以下は4分の1課税だとか、明確ではございませんけれども、そういった減額措置がございます。

しかし、それが解けますと非住宅用地になりますから、100%課税になります。そういったことで、税につきましてもその辺の考えもございまして、ですから、いずれにしましても、物件の真の所有者を把握をするということが大事でございまして、その点については、全く議員のおっしゃるとおりでございます。

そして、条例の制定でございますけれども、東彼杵町の条例、それはぜひ参考にさせていただきますけど、期限を切っていくまでということは、即答を控えさせていただきます。ただ、こう

いと笑われますけど、近いうちにやりますので、御理解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長、近いうちにちゅう言葉が今、社会的に問題になっております。その近いうちも、やっと最近、動きだしましたので、まあよしとしますけども、市長の近いうちがまさか野田総理の近いうちというような意味合いじゃなかるうかと信じておきますけど、ぜひ早急にさせていただきたいと思いますし、実際、さっき申し上げました各部の部長さんにも現地を確認していただいたり、相当、現実的に苦情とか、悪環境に見舞われたところもございますんで、近いうちとかなるべく近いうちとか言われずに、すぐ政治的判断でやっていただきたいと思いますし、その条例制定にあたっての前準備としては、公民館の役員さん、また消防団等々と情報を交換しながら、地元ですからわかっておりますから、空き家がどうなっていて、どのぐらい散見されて、所在地とか。ぜひ、情報をとりながら、そして情報の共有をされて条例に結び付けていただきたいと切に願っております。

それと、もう一点違う方向からですけども、実際私は2件程度のそういう話もお聞きしておるわけですけど、先ほどちょっと触れましたけども、優良住宅で長期間使用していない物件が多々あるんですね。盆、正月等、その所有者の方とお話をするとき、もう確実に壱岐には帰らないと、自分も向こうに家を建てておると、生活の主体は向こうであり、自分の子、そして孫も壱岐には帰ってくる予定は全くないんだと。

しかし、親戚、知人に頼んで、空き家の管理はしていただいております。今日現在、その家を見ても十分、住宅として活用できるんですね。まず、そういう優良住宅もあると。優良住宅になるかわからないかわかんけども、解きたいと、解いて更地にしたいとは常々思っております、しかし、昨今のリサイクル法で、産廃の問題等々で1軒解体するのに、坪3万円から5万円程度、業者に支払う費用があると。1軒、三、四十坪の家とすれば、150万、200万の金がいるということで、その金がないから少しずつ補修や対応はしておるけども、いずれは解かねばならんと、そういう時に市が買い取ってくれるなら無償でいいんだけどという所有者も何名もいらっしやいますし、今、市長そういう物件があるならすぐ買いましょうと極端な話ですけども、そう言われ、すぐ連絡してそうしますという方も二、三人私は知っております。

ですから、条例制定するときに、もう一步踏み込まれてそういう、優良住宅の取扱とか、さっきも申しますように、危ない、危険な状態がずっと長年つづいておって、その解体費用に苦慮されているところもありますから、交付税、国の助成も総務省、国交省、二通りあるみたいですね。ですから、その点の助成も考慮されて、ぜひ、そういうところにも一步踏み込んだ対応が必要じゃなかるうかと思いますが、唐突な質問で申し訳ございませんが、その優良住宅の対応と、危険性

をとにかく排除する意味での除去費用の助成ちゅう観点から、市長の御所見をお願いいたします。
議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、小金丸議員がおっしゃったそういう状況の物件といいますか、そういった状況はかなりあると思っております。そこで、活用可能な家屋につきましては、ある意味、都会のほうから、しばらく壱岐にきて、その壱岐の状況を調べ、例えばＩターンの希望者などは、そういったものに利用もできます。小値賀なんかは、よく古民家等々をそういうふうを利用してありますけど、そういった意味で市が例えば寄附を受けるとした時に、そういった目的に使えるということで、寄附を受けることはできると思います。しかしながら、解かんがための市に対する寄附であれば、それはやはり研究せざるを得ないという状況であります。

ですから、寄附採納については、研究をいたしたいと思っております。それから、解体する、その例えば助成金等々につきましても、これはやはり、考えていかなければならないではなからうかと思っておるところです。できましたら、これは近いうちじゃございませんで、来年度予算ぐらいに考えていきたいと思っておるところです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（５番 小金丸益明君） ぜひ、早いうちにそういう対策もしていただきたいし、もし優良住宅の転用がうまくいけば、先ほど申しましたように、浦部あたりは限界集落化しております。そこにまた、島内からも新しい人を入れたり、市長言われますように、Ｉターン、Ｕターンもそこに住ませれば、限界集落の解消にもつながるんじゃないかと、少し大げさにはつながらないと思いますけど、微力ながらそういうところにも役立つんじゃないかと思えます。

また、漁業集落等々、密集地には憩いの広場的、小さな公園でもできますし、金のいらぬ程度の憩いの広場も転用活用ができるんじゃないかと思えますんで、ぜひ近いうちじゃなくて、早いうちをお願いいたしたいと思えます。

以上で、１点目の質問は終わります。２点目に移りたいと思えます。２点目の質問です。

公共下水道料金の格差是正についてお尋ねをいたします。

現在、壱岐市においては、郷ノ浦地区の中央処理区、及び北部処理区、石田町の山崎地区、芦辺町の恵美須地区、それと瀬戸地区において、下水道施設工事が完了しつつ供用が開始されております。来年度からは、芦辺浦地区において３カ年をかけて、工事を完了させ順次、供用開始の予定となっております。

郷ノ浦地区では、国交省の事業、石田、芦辺においては、農林水産省所管の事業として排水整備事業が進められてきており、都市計画に基づく郷ノ浦公共、漁業集落の排水整備ということで、

石田、芦辺を漁集としてひとまず、事業を区別されております。

我々一般市民におきましては、監督署官庁の違いや補助金の拠出経路など、もうとう関心もございませんが、生活環境の改善向上に寄与する事業であり、都会並みの快適なトイレタイムが楽しめる、大いに歓迎すべき公共事業であると認識しているところでございます。また、対馬、五島等の県内離島はいまだ未整備ということで非常に先進的な取り決めを行っていただいているところでもございます。しかし、今後は、加入率の向上や特別会計の原則に基づく健全経営など諸課題への対応如何では、実際の財政を圧迫する大きな要因となる可能性も否定できません。

また、壱岐市全体に下水道を布設することも不可能であり、されとて合併浄化槽の設置を強制できるものでもございません。都市部の自治体なら、いざしらず当市のような環境下にある自治体では、この下水道整備事業そのものは、ある意味では、まだら行政、不公平行政と言わざるを得ないかもしれません。

さて、本題に入りますけど、現在、郷ノ浦地区と石田、芦辺地区における下水道使用料が異なっております。石田、芦辺地区におきましては、水道使用料と同額を処理料として徴収しておりますが、郷ノ浦地区にあつては、おおむねその7割程度を利用料として徴収しているところでございます。

同じ自治体内で加入時、加入後の利用条件に格差があるのは全く不公平極まりないことと感じております。合併して9年目を迎えようとしている今、合併後の調整不足では済まされない事案だと考えます。加入時に15万円の加入金を徴収する郷ノ浦地区、また反対に、加入時の改修費用の助成として10万円の補助金を出す石田、芦辺地区、また使用料にあつては、郷ノ浦地区は石田、芦辺地区の約3割引きで設定されており、旧4町時代の政策が未だ踏襲されております。

合併後、今日までこの不公平問題が何度か議論された経緯はございますが、結果として放置状態であり、全く解決に至っておりません。合併以前の各町の政策を検証したり、議論せよというのではなく、今の現状、平成16年3月1日以降の不公平行政を払拭、解消すべきと改めて指摘いたします。

長田市長そして白川市長、両市長におきましてはその当時の所管委員会に置いても問題視されつつ、根本的な解決に未だ至っていない状況で、この現状は一般市民からも、疑問の声が上がっております。

まず、この不公平な施策の現状を市民にわかりやすく御説明願いたいと存じます。また、行政としてどのような認識をお持ちなのかあわせて御答弁いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 小金丸議員の2点目の御質問、公共下水道料金の格差是正についてということでございます。

今、おっしゃいましたように、郷ノ浦町は水道料の約7掛けでその下水道料金を払っている。石田、芦辺につきましては、水道料金と同額を払っているということでございます。この経過につきましては、実は私も市長に就任をいたしました翌年、平成21年ぐらいにおかしいなという感じをもっておりました。しかしその後、ずっと勉強していく中で、これはやっぱり現時点では無理だということを感じているところであります。どういうことかと申しますと、郷ノ浦町は、平成10年に供用を開始、始まっております。そして未だその事業は継続中でございます。芦辺町におきましては、平成11年に供用開始が始まっております。そして、これまた未だ継続中でございます。山崎地区については完了しておりますから、これは一つ横に置きたいと思っております。ところでございますけれども、そして、それがどうして合併時に調整ができなかったのかということについて、少し経緯を含めて申し上げてみたいと思います。

公共下水道事業は、都市計画事業によるもので、都市計画区域内の一部の区域を下水道計画に設定して事業を展開しています。このため、道路や公園のように誰もが利用できる施設でないために都市計画法の第75条の規定によりまして、受益者負担金をとっていいよということが規定されておるわけでございます。そういったことで、郷ノ浦町は公共下水道でございますから、15万円しかも都市計画区域、100%そうじゃございませんけど、都市計画区域を中心にということで、15万円を徴収いたしておるわけでございます。

一方、漁業集落排水事業は、事業着手の段階で、先ほど申しますように、郷ノ浦町を手本に、郷ノ浦町より、遅れておりましたから、郷ノ浦町を手本に状況を参考にしたわけでございますけれども、その当時おそらく加入率が低かったということがあったのでしょう。加入率の増加を目指すために、接続時に逆に郷ノ浦は15万円の加入金をとり、逆に、芦辺町は接続時に10万円の助成金を出したということがございます。

そしてまた、配管助成金も交付をいたしております。こういった中で、この先ほど申されますように、水道料金7掛けという状況が生まれておるわけでございます。この問題につきましては、公共下水道と。ですから、失礼しました。15万円出す方と、10万円もらうほう、そして接続配管助成金があるわけでございますから、25万円以上の差があるわけですね。ですから、それを使用料で調整するということになっておるわけでございます。公共下水道と漁業集落排水につきましては、合併時の調整においても議論を重ね、当時の議会でも議論をされております。

市制発足後はこれを調整するために、しばらくの期間について、受益者負担金を免除する規定を設けましたけれども、しかし、先ほど申しました理由から、平成18年の3月議会でその間の免除規定を外しまして、従前の方法で臨むよう条例改正がなされたところでございます。

平成18年3月議会におきまして、施政方針の中で公共下水道について、このように議事録がなっています。「公共下水道受益者負担金の調整について、合併後に調整することとなっていたことから、さまざまな角度から内部で検討を行ってまいりましたが、合併前同様に、平成18年度から負担金を徴収するため、条例の附則を改正する議案を提出いたしております。今後、漁業集落排水整備事業との不均衡は下水道使用料で調整することといたします」という、こういう報告がなされておるところでございます。これは、議事録でございますから、間違いございません。そこでやはり、私は議会にこのような報告をなさっておって、そしてそれまでのいろんな角度から研究をさせてきた。刑事訴訟法で申しますと、一事不再議ということがございます。いったん決めたことをもう一度審議するのかということでございます。これは、私はそれはあっていいと思います。というのは、環境が変われば、やっぱり私はもう一度議論していいんじゃないかと思えます。しかし、環境が変わらない範囲においては、これは蒸し返すべきではないと思ってるわけです。それでは、環境は変わったというのは、どういうことかと申しますと、私の今の判断では、すべての工事が終わったあとだということを考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長の答弁があっちの方向、こっちの方向からいろいろな方向から答弁されましたんで、どれからつぶしていこうかと思えますけども、まず、郷ノ浦が先に工事を進んでおって、ほかのあと2町、勝本町はございませんので、2町は追随、模範にしてやってきておると、まずその1点ですね。

そして、15万とるようになった経過は、都市計画区域内であっても下水道布設利用に供するとこと、供しないところがあるから、受益者負担金でとるというような経過であろうということでございますが、私が委員会の議事録等々を見ましたところの判断では、どうも郷ノ浦では、合併浄化槽が先行しておると。

そして、次に、下水道布設にいったと、合併浄化槽を各家庭につけるときに数十万円の費用を要すると。その環境で、四、五十万円から太さによって、幾分か補助はあると。

どうも、個人が出費する、負担する合併浄化槽を設置するための個人が負担する、出費する金が15万程度が平均だろうと。ですから、こっちの下水道区域も合併浄化槽設置者が15万程度の負担をしてるんだから、公共下水道区域も同じような負担を下さいよということが、郷ノ浦町議会で議論されたように書いてあります。ですから、合併浄化槽と下水道区域と同じ個人負担金で進もうじゃないかということで、15万、15万になったような経過があるようにも書いてあります。

それで、郷ノ浦町時代、それでよかったと思います。行政が1つですから、郷ノ浦町の中の合

併浄化槽と下水道ですから、しかし今は、郷ノ浦町とか関係ないんですよ。壱岐市の下水道事業がどうであるかということに着目すれば、片や15万円加入金を今でもとりますよ。片や今でも10万くれるんですよ、市が。これは、同じ下水処理をする住民として不公平と言わんで何と言いますかね。私は、ここを改善すべきと、均一、統一いつかするべきと、机たたいてもでも言いたいぐらいあるんですけど、市長、今、環境の変化があれば一事不再議は通用しない。それに応じた政策をしていいんだという認識を示されました。ほっとはしておりますが、これが全島的に工事が完了した時は、環境の変化であるという捉え方をされましたけど、私はそうすれば、多分、市長の言われる時限的なものは平成27年度が完了ですもんね。を言われてるんじゃないかと思えますけども、27年度まで待てば、平成16年3月1日の合併以降、もう10年以上たつわけです。この不公平行政は。

ですから、市長が言われるなんで10年間そのまま放置するんだという、その環境の変化は、環境変化じゃないと、まだほかにも環境の変化があるんですよ。実は、おいおい何かと言いますけど。そういう状況で、市長の環境の変化の捉え方は違うと私は思います。

そして、議事録等々見れば、壱岐市になっても常任委員会等で何回か議論されております。今度は、私は今4町、壱岐市内の全域における下水道の環境でいっておりますけど、どうも常任委員会の中では郷ノ浦町の合併浄化槽と郷ノ浦町の下水道が差があるというような議論まで発展したわけですね。郷ノ浦町時代の施策を今、言えばそうなんですけども、一応、下水道は下水道で見てほしいんですね。例えば、下水道の15万円のうち、受益者負担金をとっている人に返すとした時に、合併浄化槽とは違うじゃないか、合併浄化槽と不公平じゃないかと言われますけど、合併浄化槽は、あくまでも個人の土地に設置する個人の財産ですよ。

しかし、下水道環境整備事業による加入は、公共の面積の中の受益なんですよ。利用料も払っております。いや、合併浄化槽のほうも我々も利用料を払っとるという観点でおっしゃいますと思えますけど、実は、合併浄化槽は自らが出した生活雑排水、し尿、糞尿と言いますか、を1箇所を集めて自分の土地で処理されるわけですよ。

しかし、下水道、要するに、郷ノ浦、山崎、芦辺町地区においては、水道料が基本的な使用料として請求されますんで、家で車を洗車する。外の庭木に散水する、外壁が汚れてるから、水道を使って外壁をきれいにする。また、家の前の公共道、一般道が汚れているから水で流してきれいにする。環境を整えるという水道の蛇口をひねれば、同額が下水道料として請求されるんです。今。

合併浄化槽は、そういう関係じゃないです。自分の処理した分だけ利用料として請求されるシステムですから、ですから、そこで基本的に合併浄化槽と下水道を対比して公平、不公平を論じられる時限じゃないと私は思うんですね。

今、そういう意味で今度は、下水道に関して特化して市長に回答を求めております。ですから、合併浄化槽の分はちょっとこっちに置いときたいと今回は思いますけど、今、郷ノ浦で年間560万円、23年度末の統計ですけど、郷ノ浦地区の供用開始区域、供用できる区域の戸数が1,086戸、内接続世帯が498戸で45.9%の加入率です。一方、これは北部・南部合算してですけど、石田、芦辺の漁集を合算して、接続区域は655戸中336戸で51.3%の加入率で、漁集のほうが、加入率が多いんですね。まだまだ対象世帯も増えますし、加入世帯も芦辺浦がはじまればまだ増えます。郷ノ浦は、そういう負担金の徴収があるからこそ、10年以上たつとるんですよ。平成8年、平成10年の供用開始ですもんね。確か、北部、中央部は、十何年たって、半分も加入していない状況、これは多分、15万円の加入金が足かせとなってると思いますよ。おまけに、石田、芦辺は10万もらってるんですから、これ以上、ひょっとしたら伸びがないかもしれません。このまま不公平の行政を続ければですね。

それと、これに関連してですけども、郷ノ浦町地区は、合併処理をするのに、年間560万円の赤字、一方漁集では755万円の赤字、これは23年度末ですけど、両方で、1,300万円程度が一般財源から繰り入れておるわけですね。ですから、冒頭、申し上げますように、受益者のために一般財源から今でも1,300万円繰り入れてるわけですよ。これは、合併浄化槽とか下水道の差のみならず、だけじゃなくて、一般住民のほうが、こういう批判的に言われても防御のしようがないと思いますよ。ですから、大前提として、布設地域における加入率を相当数上げなければいけないと。その方策こそが、その下水道に繰り入れる一般財源、繰り入れる額を減らす最大の武器じゃなかるうかと思うわけです。それを市長が、環境が変わるまで、27年度以降にやろうというのは、悠長で話にならんと思いますよ。

言うしこ言うて、後で答えていただきますが、私が、環境が変わっておるといのは、合併当初も、副市長も当時建設部長としての要職でこの件に関しては、相当詳しく御存知かと思えますけども、当時は調整しようにもする財源もなかったと思いますよ。もう事業がスタートしておるといことで、下水ばっかりに気をとられちよる時代じゃなかったかもしれません。

しかし、現在ここは一番聞きたいところですけども、壱岐市においては、平成20年から23年度にかけて4年間で5億ずつ積み立てた合併振興基金というのが、20億円、今積み立てられております。この20億円が全額使えるんだらうかと思っておりましたら、償還分については、自治体の判断でどうか市長が考えてもいいようなシステムらしいです。詳しくは分かりませんが、そういう情報でございます。現在、いくら返しちよるかという、3億9千何がし、約4億円は償還済みということです。4億円は使えるようになってるわけです。市長の判断で。私はそのうち、その基金の一部を充当できないかと思うわけです。いくらいるかと申しますと、要するに市長もさっきから言われますけども、郷ノ浦と石田、芦辺が対比すると、郷ノ浦は

15万円の負担金をだして、芦辺が10万円もらっておりますから、もし、市長、芦辺、石田方式にすべて統一すると、郷ノ浦もしますよと、ということは、15万円もらったのを払い出して、戻して、また石田、芦辺に補助金としてくれとる10万円をやらないかんわけですね。1軒に対して。

ですから、1軒に対して、15万の10万ですから、25万円が必要になるわけです。ちょっと調べてみますと、現在、郷ノ浦では436戸くらいの公共ますに対して500戸くらいの世帯が接続しておると、しかし、減免措置等が講じられておりますので、加入金を負担して納入しておると大体400戸くらいだろうと、これは概算ですけども、の負担金を徴収しているということですね。400軒に15万と10万を、25万やから1億円いるんですね。ポンとやれば、1億円あれば、ぱっと明日からでも、統一できるんです。25万円をやって、そして3割引きしちよりますから、郷ノ浦の料金は、ですから、1億円払うと同時に3割引きは戻してもらおうと、相殺して返還すると。1億円以下で済むと思うんです。水道料の相殺しますから、七、八千万ぐらいいるんじゃないかと思えますけど、これを思い切って市長、支出できませんか。合併特例債を使って。基金を使って。それで一発でお金の現金の返しができないなら、壱岐市内の内需を拡大する意味でも、そして先ほど、音嶋議員も言われておりますけど、大型店舗に対抗する意味でも、壱岐市内の商品券で返還して、島内消費を促す方策もとれるんじゃないかと思えます。

どうか、その基金を使って郷ノ浦の負担を軽減をしてやって、そのかわり、統一料金をやりますよ。水道料金統一しますというふうにして10年先、15年先にやるよりもぼんとやって、それから利用料で少しずつ3割は余分に入ってくるわけですから、それを対応できないかと。これしかないと反対に思っておりますけども、検討の余地はないでしょうかね。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 小金丸流の解決策、私はその気持ちも分からないではありません。しかし、先ほど申しますように、合併当時から、平成18年まで1年余り2年近く、16、17、2年ですかね。2年間、委員会あるいは、恐らく全員協議会等もあったでしょう。そうして、先ほど申しましたように、18年3月3日にああいう結論が出ておるわけです。そういったものを、ここあと5分間で返事せよと私に言われても、それは無理な話でありまして、これはやはり十分な議論をしないかん。

しかし、私は先ほど申しますように、今までの条件で入った方に、じゃあ今までの金ば返すけん、当たり前料金を払うてくれよと言って、うんという人が何人おるでしょうか。私は、この一つの事業というのは、加入の要領とかそういうものは変えちゃいかんと思えます。一つの事業が終わるまで、ですから、私が環境変化というのは、その事業が終わって、いや、やっぱおかし

いぞということにならないと、今、継続中なのに、今まで入った方、そして入ってない方、あるいは整備が整ったところ、整ってないところ、同じ事業です。そういった中で、事業を継続しているときに、その要件を変えるというのは、これは事業主としてできないことだと思っております。

それと、先ほど加入率のことおっしゃいました。しかしながら、金額言われました。公共は500万円の赤字だと、集落排水は800万円の赤字だと、ですから、考えていただければ、加入率は低いんですけど、その経費にかかる収入の割合は、公共下水道83%なんです。あと少し加入していただければペイできるんですね。

一方、漁集は加入率は高うございますけれども、66%なんですね。ですから、いわゆる小金丸議員の論法も、わかるところもございますけど、私の論法も、少し考慮していただきたいと思っております。

私は、上げる目的はその公営企業が、自分たちで運営できるというのが、最終目標だと思っております。ですから、そういった意味で、これはもし、当たり前前に上げたら、一発でこの公共下水道のほうは黒字になると思います。黒字に近くなると思います。ですから、先ほどから何回も申しますが、ここを1分や2分でその結論を出すというのは至難の業でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） あと3分しかありませんので、これ以上、なかなかつっこんだあはできませんけども、市長、18年3月やったですかね。長田市長時代にその方針が出されておりました。利用料で調整して均衡を図るという文面ですよ。

しかし、それをうのみにされたら市長おかしいですよ。片や水道料金で、石田、芦辺はいくと、郷ノ浦は7割しか払ってないから、15万はそれからペイしていくんだと、これは10年後ぐらいに逆転するんですよ。一般的に書いてあるのが。水道料払いよるもんが、10万もろって水道料払いよるところと、15万もらって、7割しか払ってないと。10年後ぐらいには、逆転して郷ノ浦のほう有利になる現象が出てくるらしいんですよ。計算してませんが、それで平均、どの時点か知りません。供用開始時点でしょうね。多分、原点は、10年後には逆転するんですよ。そこじゃ、平均とれんとですよ。ですから、どこかでぱんと切らんとこれはできんと思えますよ。

それと、経費に対する収入、歳出に対する歳入が合計80何%、漁集が60何%でした。確か。しかし、当初から漁集、山崎とか恵美須なんかは、加入100%になっても、歳入で歳出は賄えんような計算になっとつですよ。そういう環境なんです。あの辺は。漁集は全体的に、そこを一緒にやられて、もうあと1分しかないですから、どうしても反論がいるならですけども、と

にかく現状のままでは、今日、テレビ見られた方は、下水道ってそういうもんかと思っておる方がいっぱいおられますから、とにかく広報かなんかでも、ぴしゃっと説明してください。何かあればお聞きします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、18年3月3日の市長の市政方針についてで、うのみにしておるって、当たり前じゃないですか。あなたたちも、失礼しました。議会を否定するようなこと言わないでください。議会もそれを認めとるわけですよ。（「行政報告って書いてあるんですよ。行政報告は市長の言いたいことですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、それについて一般質問ができるわけですから、ですから、しかも委員会をそれを承認してるわけですよ。私は、長田市長の責任は、私の責任ですから、人が変わっても行政ちゅうのは一連ですから、私はその責任はすべてあります。そのぐらいで、当たりの話です。ですから長田市長が言おうが、誰が言おうが、市長が言うたことは、私が言うたことでございますから、それはうのみとかそういう問題じゃないわけでございます。それが、1つ。

それからもう一つの逆転をする。それはします。しかし、私が先ほど言いますように、そうしてまた、石田、芦辺がもともと赤字でわかつちよっちゃったということですね。

それは、行政としてそういうことはないと思いますね。そういうことがあって、行政してよかったですか。ずっと、赤字。（発言する者あり）いや、それは採択もしませんよ。これでペイができるんだという経過をたてて、国は採択するわけです。赤字とわかって一般財源で補填しますよという計画はあり得ません。ですから、私は過去の事業の計画が、そして実施に踏み切ったことは赤字とわかつちよっちゃったと、そういうことは決してないと思っておるところでございます。過去の4町の町長さんのされたことも、私がしたことでございますから、そのことをはっきり申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 市長の気持ちもわかりますけど、私の表現が悪かったかもしれませんが、漁集の場合、計算しても100%入っても絶対、黒にはなりませんよ。公共は、加入者がものすごい多いから、その分では黒になっていきます。100%かたればですよ。公共の場合は、100%いらんと思いますけど。そうでしょ、副市長。ですね。漁集は、絶対とは言いませんけど、赤字覚悟ですよ。それは。計算してもならんはずですよ。

議長（市山 繁君） もう時間ですから。

議員（5番 小金丸益明君） 皆さん、帰っていいですよ。私、市長とやりますから。（笑声）

「過ちで改むること憚ることなかれ」言いますから。過ちはいつでも改定できます。もうこれ以上は申しませんけども、もう1回検討をよろしくお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。（「時間は、皆、守ろいとやんけ、守らんにゃ、時間は」と呼ぶ者あり）

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今の小金丸議員の発言、最後の発言については承服をしかねます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日12月13日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時44分散会